

御嵩町子どもの読書活動推進計画

改訂版

～読書で広がる子どもの未来～



平成30年9月

御嵩町教育委員会

目次

1, はじめに	3
2, 御嵩町子どもの読書活動推進計画の策定	4
(1) 策定の主旨・目的	4
(2) 御嵩町の現状	4
(3) 策定の背景 国・県の動向	5
3, 計画の基本方針	7
(1) 計画の目指す姿	7
(2) 計画の基本方針	10
(3) 計画の位置づけと期間	10
(4) 計画の対象	11
4, 子どもの読書活動推進のための方策	11
基本方針1 家庭・地域・学校における子どもの読書活動の推進	11
施策1 家庭における子どもの読書活動の推進	11
施策2 地域（図書館含む）における子どもの読書活動の推進	11
施策3 学校（幼稚園・保育園・子育て支援センター・保健センター含む）における子どもの読書活動の推進	12
基本方針2 子どもの読書環境の整備・充実	13
施策4 家庭・地域・園・学校における読書環境の整備・充実と相互連携	13
基本方針3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及	13
施策5 子どもの読書活動に関する情報の収集と発信	13
5, 子どもの読書活動推進計画の進捗管理と評価	14
6, 参考資料	19
■子どもの読書活動の推進に関する法律	19
■御嵩町子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱	20
■平成25年度版「子どもの読書活動推進のための方策」	21
■平成29年度 子どもの読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰 中山道みたけ館受賞	26
■平成24年度 可茂地区学校図書館教育賞最優秀賞 御嵩小学校が受賞	30
■平成29年度 可茂地区学校図書館教育賞優秀賞 伏見小学校が受賞	34

1, はじめに

平成30年4月20日、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定し、文部科学省は、4月27日に、都道府県教育委員会教育長等に通知しました。

これは、政府がおおむね5年ごとに策定するもので、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的方針を示すものです。

計画の策定に当たり、特に高校生の不読率が依然として高い現状について要因の分析を行ったところ、①中学生までの読書習慣の形成が不十分であること、②高校生になり読書の関心度合いの低下が見られること、③スマートフォンの普及等による子どもの読書環境への影響の可能性があることが明らかになりました。

御嵩町も、このような状況を踏まえた取組を進めていくことが重要だと考えました。特に、下記の点に留意し、そして、家庭・地域・学校等の連携を明確にして、平成25年4月策定の「御嵩町子どもの読書活動推進計画」を見直しました。

1. 読書習慣の形成に向けた発達段階ごとの効果的な取組の推進

読書習慣の形成に当たっては、乳幼児、児童、生徒一人一人の発達や読書経験に留意した取組が重要となります。また、学校種間の接続期において生活の変化等により子どもが読書から遠ざかる傾向があることを踏まえ、学校種間の連携による切れ目のない取組が行われることも重要です。このような点に留意し、家庭、地域、学校が連携した取組を進めていただくようお願いいたします。

2. 友人同士で本を薦め合うなどの読書への関心を高める取組の充実

成長に伴い他の活動への関心が高まり、相対的に読書への関心度合いが低くなっている子どもも見られることから、読書への関心を高める取組を行うことが重要です。これに当たっては、友人等の同世代の者とのつながりを生かし、子ども同士で本を紹介したり話合いや批評をしたりする活動が行われることが有効と考えられます。既に各地域で行われている読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)の実施等、引き続き、子どもの自主的、自発的な読書活動を充実していただくようお願いいたします。

3. 都道府県及び市町村における子どもの読書活動の推進

1. 2. の取組を着実に実施するため、都道府県及び市町村においては、子どもの読書活動の推進が家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組まれるよう、必要な環境及び体制を整備するとともに、推進法第9条に基づく子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画の策定を進めていただくようお願いいたします。

特に、都道府県におかれましては、町村における図書館の設置や計画の策定が十分に進んでいない状況を踏まえ、必要な支援、助言等を行っていただくようお願いいたします。

また、都道府県及び市町村において、福祉部局等との連携や、学校、図書館、民間団体、民間企業といった関係者の連携、協力によって、横断的な取組が行われるような体制を整備していただくようお願いいたします。

なお、国においては、スマートフォンの普及等の情報環境の変化による子どもの読書環境への影響の可能性について本計画の実施期間中に実態把握・分析を行う予定です。このようなデータや優良事例等の情報を引き続き収集分析・提供してまいりますので、施策の充実に御活用ください。

4. 学校等における子どもの読書活動の推進

平成29年及び30年に公示された学習指導要領において、学習の基盤となる言語能力の育成が重視されていることも踏まえ、言語活動の充実に加え、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実することとされました。学習指導要領改訂等も踏まえ、所管・所轄の学校等において、読書の機会の拡充や図書の紹介、読書経験の共有等により、様々な図書に触れる機会の確保に努めるとともに、全ての子どもが自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるように適切な支援を行うことにより、発達段階に応じて読書習慣を身に付けることができるよう効果的な取組を実施していただくようお願いいたします。

また、特別支援学校を含む全ての学校において障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験できるように、様々な形態の学校図書館資料の整備を図るとともに、自発的な読書を促す取組を進めていただくようお願いいたします。読書指導等の核となる学校図書館については、平成29年度から平成33年度までを期間とする「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定に伴う地方財政措置の予算化等を通じ、学校図書館資料の計画的な整備、学校図書館への新聞配備及び司書教諭・学校司書の配置等を推進し、学校図書館の整備充実に努めていただくようお願いいたします。

【本件連絡先】 文部科学省生涯学習政策局 青少年教育課 事業係
TEL 03-5253-4111 (内線2056, 3484)

2、御嵩町子どもの読書活動推進計画の策定

(1) 策定の主旨・目的

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きていく力を身につけていくうえで欠くことのできないものです。読書や読み聞かせは、子どもに生きる力と喜びや感動を与えてくれます。子どもたちは読書により、視野を広げ、自ら考える習慣を身に付け、豊かな感情や思いやりの心などを育んでいきます。これからの多様で変化の激しい社会のなかで、子どもたちが自分の将来に夢をもち、自分自身の力で未来を切り開いていく力をつけるために、子どもの読書活動を推進していくことが求められています。

そのためには、子どもたちが発達段階に応じた読書の機会を得られるよう、社会全体で環境の整備に努めていくことが重要になってきます。

そこで、国や県の策定した子ども読書活動推進計画に沿い、町の実情を踏まえ、今後取り組むべき施策を具体的に示し、読書活動の充実に役立てるために平成30年版「御嵩町子どもの読書活動推進計画」を策定いたします。

なお、御嵩町立図書館は図書館と郷土資料館の複合施設として建設されており、「中山道みたけ館」という名称のため、この推進計画では『中山道みたけ館（図書館）』で統一してあります。

(2) 御嵩町の現状

御嵩町においては6校全ての小中学校において、週1回以上の朝読書の時間が設けられており、それによって子どもたちに読書の習慣が根付いてきています。また、小学校では、全ての学校において読み聞かせボランティアによる児童への絵本などの読み聞かせが行われており、子どもに読み聞かせの楽しさを伝える場となっています。

保育園や幼稚園、子育て支援センターでは、保育士が毎日読み聞かせを行っており、園児への絵本の貸出などとともに、絵本を身近に感じられる取組を行っています。

中山道みたけ館（図書館）においては、平成8年開館当初より子ども向けのおはなし会「わくわくたいむ」を開催するとともに、「赤ちゃん絵本コーナー」の設置や児童書の収集にも力を入れてきました。

平成25年4月策定の「御嵩町子どもの読書活動推進計画」のために、町内の小学校・中学校の児童・生徒と保護者、保育園・幼稚園の保護者にご協力戴いた読書アンケートをみると、

◆「あなたは本が好きですか？」という質問に、本が「好き」「どちらかといえば好き」と回答したのは、年中では約95%、小2では約85%、小5では約69%、中2では約77%という結果でした。読書に対する様々な取組の成果か、御嵩町の子どもは全体的に読書が好きだといえます。しかし、学齢が上がるごとに「本が好き」と回答する子どもの割合は徐々に少なくなっていく傾向にあります。

◆本が「嫌い」「どちらかといえば嫌い」と回答した子に本が嫌いな理由を尋ねています。小2では「ほかの遊びのほうが面白い」との回答が40%と一番多く、他の楽しい遊びと比べて読書の魅力が少なく感じられていると推察できます。また、「文章を読むのが苦手」との回答は小2では35%、小5は44%、中2は50%と学齢が上がる毎に率が増加しています。これは、学齢が上がり活字の多い本を読む機会が多くなってきたことで、文章に対する苦手意識が芽生えてくるからではないかと思われます。

◆「本をどのくらい読んでいますか？」との質問に対しては、年中保護者の回答では週に1回以上読み聞かせをしている家庭が90%を越えており、家庭での読み聞かせの意識の高さが窺えます。小2、小5、中2でも週1回以上の読書をしている子は70%を越えており、読書を習慣としている子は多いといえます。

◆一ヶ月の読書冊数と本が好きかどうかの相関関係を調査した結果、「本を読むことが好き」「どちらかといえば好き」「どちらかといえば嫌い」「嫌い」と回答した順で、一ヶ月の読書量は徐々に減少していきます。「本を読むことが好き」と回答した子と「嫌い」と回答した子では、一ヶ月の平均の読書冊数には3倍近くの差があることとなります。

◆1週間の読書時間と読書が好きかどうかの相関関係を調査した結果、読書冊数と同じように「本を読むことが好き」「どちらかといえば好き」「どちらかといえば嫌い」「嫌い」と回答した順で読書時間は徐々に減少していきます。「本を読むことが嫌い」と回答した子は1週間の読書時間は1時間を下回っており、学校での朝読書の時間以外はあまり読書をしていないということがいえるのではないのでしょうか。

◆好きな本の傾向を調査した結果、マンガは本が好きな子も嫌いな子も好んで読んでいるようです。読書傾向に顕著な差が見られたのは小説や物語で、「本が好き」と回答した子は50%以上が小説や物語を選択しているのに対し、「どちらかといえば本が嫌い」は20%、「本が嫌い」と回答した子になると10%まで減少しています。これは、小説や物語は文章量が比較的多く読書に時間がかかることや、物語の読解力なども必要となっ

てくるため、本の嫌いな子は小説や物語を敬遠していくのではないかと推察されます。

◆子どもの読書の好き嫌いが、周りの人の読書環境とどう関連しているかを比較した結果は、「本が好き、どちらかといえば好き」と回答した子は約40%の父母が本をよく読んでいるのに対し、「本が嫌い、どちらかといえば嫌い」と回答した子は、本をよく読む父母の割合が20%程度にとどまっています。兄弟姉妹、祖父母、友人などでは大きな変化は見られません。父母が普段読書をしているかいないかと、子どもが読書を好きになるかどうかが深く関係しているといえそうです。

◆中山道みたけ館（図書館）へこの1年の間に行ったことがありますか？という質問に対しては、「行ったことがある」と回答する子どもが小2では約70%、小5では約80%なのに対し、中学生になると50%以下に減少するなどの現状が見られました。これは、中学生になると部活動や塾などで、時間の余裕がなくなっていく事が原因にあるようです。それを表すように、中山道みたけ館（図書館）へ行かない理由には「本に興味がない」という回答は少なく、「図書館が遠い」「時間がない」といった読書環境をあげる回答が中心でした。

◆中山道みたけ館（図書館）の利用頻度では、「本が好き」と回答した子どもたちは、約75%の子が月1回以上の利用をしていることから、家での読書習慣や中山道みたけ館（図書館）の利用が定着しているといえます。また、「本が嫌い」と回答した子は月1回以上の利用が30%以下と利用の機会が少なくなっています。

◆中山道みたけ館（図書館）へ誰と来ているかの質問では、本が「好き」と回答した子は比較的家族と中山道みたけ館（図書館）へ来る人が多いようですが、「本が嫌い」と回答した子に関しては、家族と来館している子は30%にとどまっており、友人や自分だけで来館する事が多い傾向が見られます。ここからも、家族の読書に対する姿勢が子どもの中山道みたけ館（図書館）利用に与える影響は極めて大きいと推察されます。また、「本が嫌い、どちらかといえば嫌い」という子も友人とは来館していることから、本好きな友人の存在も大きいといえそうです。

こういったアンケート結果から、御嵩町の子は比較的本を読んでいるといえそうです。

しかし、一度苦手意識を持ってしまった子どもは、特に小学校の中学年になると読書から離れてしまう傾向にあるようです。こうした状況に対応するには、幼い頃から読み聞かせなどで絵本の楽しさに触れ、読書への抵抗感を減らしていく必要性を感じます。この課題は、平成30年においても同様な課題であると受け止めています。

子どもの生活の基本は「家庭」です。乳幼児期からの読み聞かせの習慣が、その後の読書習慣につながっていきます。本のある暮らしを幼少期に習慣づけるには、家族が寄り添い、働きかけをすることが重要です。そのために、保護者などが読書活動の意義や重要性について理解を深め、乳幼児期には膝の上で一緒に読み聞かせを楽しみ、学童期になってからも共に読書を楽しむ機会を子どもに与えていくことも大切です。その他にも、成長段階に応じて子どもがより身近に本を手にする事ができる環境づくりをすることが求められています。

(3) 策定の背景 国・県の動向

① 国の動向

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体で積極的にそのための環境の整備を推進していくことは極めて重要です。

平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立しました。この推進法は、「子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、「子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資する」ことを目的としています。

また、推進法第8条第1項の規定に基づき、政府は、平成14年8月に、全ての子供があらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画（「第一次基本計画」）を定め、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組みました。その後、平成20年3月には第二次基本計画、平成25年5月には第三次基本計画を定めました。

第三次基本計画期間中においては、学校図書館法の改正、学習指導要領の改訂等、子どもの読書活動に関連する法制上の整備がなされ、家庭、地域、学校等において様々な取組が行われてきました。

一方、依然として読書習慣の形成が十分でないなどの課題があるほか、情報通信手段の普及・多様化等、子供の読書活動を取り巻く環境の変化も見られます。第三次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、平成30年4月に新たな「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」（「第四次基本計画」）を定めました。

② 子どもの読書活動を取り巻く情勢の変化

【学校図書館法の改正等】

平成26年に学校図書館法の一部を改正する法律が成立し、専ら学校図書館の職務に従事する職員として学校司書の法制化がなされるとともに、学校司書への研修等の実施について規定されました。加えて、改正法附則第2項において「国は、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、・・・(略)・・・学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されました。

これを踏まえ、文部科学省に設置された「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」において、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格・養成等の在り方について検討が行われ、平成28年10月に「これからの学校図書館の整備充実について(報告)」が取りまとめられました。これを受け、文部科学省において、学校図書館の整備充実を図るため、学校図書館の運営上の重要な事項について、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、その望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」及び学校司書に求められる知識・技能を整理した上で、それらの専門的知識・技能を習得できる望ましい科目・単位数等を示す「学校司書のモデルカリキュラム」を作成しました。また、平成20年6月に図書館法が改正され、学習成果を活用して行う教育活動の機会提供を図る学校が行う事業に追加、図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに情報提供に努める規定の整備、司書及び司書補の資格要件の見直し、文部科学大臣及び都道府県教育委員会が司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規定の整備等が行われました。

平成24年12月に告示された「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に対する各公立図書館の対応等については、平成27年度に「公立図書館の実態に関する調査研究」(文部科学省)を行い、平成28年3月に報告書が取りまとめられました。

【学習指導要領の改訂等】

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について(答申)」(平成28年12月21日)においては、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の向上が求められるとともに、言語能力を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実が求められています。

この答申を踏まえ、学習指導要領等が改訂され、平成29年3月31日に幼稚園教育要領、小学校及び中学校学習指導要領が公示され、また、平成30年3月30日に高等学校学習指導要領が公示されたところです。

小学校、中学校及び高等学校の新学習指導要領においては、言語能力の育成を図るために、各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科等の特質に応じて、言語活動を充実することや、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充実することが規定されています。

また、新幼稚園教育要領では、引き続き、幼児が絵本や物語等に親しむこととしており、それらを通して想像したり、表現したりすることを楽しむこと等としています。

【情報通信手段の普及・多様化】

近年の情報通信手段の普及は、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があります。例えば、児童生徒のスマートフォンの利用率は年々増加しており(平成26年度:小学生17.1%、中学生41.9%、高校生90.7%、平成27年度:小学生23.7%、中学生45.8%、高校生93.6%、平成28年度:小学生27.0%、中学生51.7%、高校生94.8%、平成29年度:小学生29.9%、中学生58.1%、高校生95.9%)、個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子供たちの身近に存在するようになっていきます。また、SNS(ソーシャルネットワークサービス)等情報通信手段(コミュニケーションツール)の多様化も近年の特徴であります。

③ 岐阜県の動向

「未来を担う子どもたちは、様々な体験を重ねる過程で、人間性や社会性、問題を解決する能力や感動する心を育んでいます。中でも読書活動は、子どもの感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにする上で不可欠なものです。子どもたちは、本との出会いを通して、広い世界を知り、知識を得たり考えを深めたりすることができるようになります。読書の楽しみを知り、読書習慣を身に付けることは、一生の財産を手に入れることと同じです。」

これは、平成22年3月策定の「岐阜県子どもの読書活動推進計画(第二次)」に記されている言葉です。まさに、読書活動の重要性を語っている言葉であり、いつの時代においても大切にしたい読書活動の不易の内容です。

第二次計画において、市町村推進計画の策定率が31%から69%へ向上しました。また、「1日の読書時間が1時間以上」の児童生徒の割合が増加しました。一方で、学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが顕著になる傾向は改善されていないこと等の課題があります。

平成27年3月策定の「岐阜県子どもの読書活動推進計画(第三次)」では、第二次計画における成果と課題を踏まえるとともに、子どもの読書活動の重要性の不易の内容を引き継ぎ、目標を「生涯に

わたって読書を楽しみ、読書から学ぶ力を身に付ける子どもをめざした、豊かな心を育む読書活動の推進」としました。この「岐阜県子どもの読書活動推進計画（第三次）」が県内関係者に周知され、読書活動の輪が広がっていくことを期待しています。

このため、第三次計画期間においては、「読もう！つなごう！ひろげよう読書活動」を合言葉とし、子どもの読書活動を推進しています。そして、子どもたちの読書離れを防ぎ、生涯にわたって読書を楽しみ、読書から学ぶ力を身に付け、豊かな心を育む読書活動を推進しています。

「読もう！つなごう！ひろげよう読書活動」

- ・読もう・・・子どもが読書を楽しみ、本を読むよう働きかけます。
- ・つなごう・・・家庭・公民館・学校・図書館等が連携し、読書活動を進めます。
- ・ひろげよう・・・読み聞かせ等の活動を母親・父親・祖父母等へひろげます。
高校生と幼児の交流など読書活動をひろげます。
電子書籍を活用するなど読書に親しむ方法をひろげます。

岐阜県では、平成26年3月に「第2次岐阜県教育ビジョン」を策定しました。平成20年に定めた「岐阜県教育ビジョン」の基本的な方向性は継承しつつ、教育を取り巻く新たな課題や変動する社会経済情勢に対応し、本県の教育を推進していくための新たな指針を定めたものです。教育基本法第17条に基づいて策定する岐阜県の教育振興基本計画でもあります。

「教育ビジョン」では、高い志とグローバルな視野をもって夢に挑戦し、家庭・地域・職場で豊かな人間関係を築き、地域社会の一員として考え行動できる「地域社会人」の育成を目指すことを本県教育の基本理念とし、5つの基本目標を挙げています。その目標のひとつ「豊かな心と健やかな体を育む教育の推進」のための施策の一環として、「読書活動の推進」が位置付けられています。

以上のような方針を踏まえ、県として具体的な方向性を示す「子どもの読書活動推進計画」を策定しています。

④読書活動の推進

- ・学校図書館教育優秀賞や学校訪問指導等を通して、読書活動充実のための優れた教育実践の啓発を図るとともに、「学校図書館の現状に関する調査」や市町村教育委員会への訪問指導等により、学校図書館の整備・充実を図ります。
- ・県図書館では、子どもの読書環境を整えるため、児童生徒用の調べ図書・朝読書用図書のセット貸出をしたり、おはなし会や読み聞かせ講座等の発達の段階に応じた読書活動を行ったりする等、読書活動を一層推進します。
- ・身近な図書館で読みたい本を借り、学習する環境の整備を図るため、県図書館と市町村立図書館等との相互貸借を充実するとともに、利用者の要望等に対応できるよう、司書研修などにより図書館職員の資質向上を図ります。

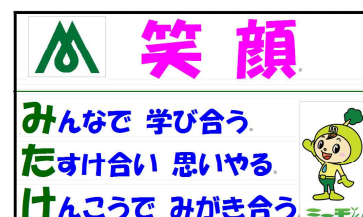
平成30年度には、「第3次岐阜県教育ビジョン」を策定します。読書活動については、更なる推進が期待されています。

3. 計画の基本方針

(1) 計画の目指す姿

◆町の教育がめざす人間像

町の教育がめざす人間像として、一番大切にしたいことは、「笑顔」です。笑顔いっぱいの子どもたち、笑顔いっぱいの町民の皆さんとなることが教育の基本だと考えています。そのためには、「み」「た」「け」の3文字から、**みんなで学び合う姿、たすけ合い思いやる姿、けんこうでみがき合う姿**の3点を位置付け、御嵩町の皆さんが笑顔いっぱいになるよう努めています。



◆教育がめざす方針・役割と姿づくりと取り組む重点事項と事業等より

学校教育

- ① 方針 郷土御嵩を愛し 人間性豊かな児童生徒の育成
 ② 役割 生きる力の基礎づくり
 ③ 姿づくり 仲間とともに 学び合い 助け合い きたえ合おう！



- ◇ 豊かな心を育成します。
 人とかかわりを通じて、人を思いやる心や命を大切にすることを養い、望ましい人間関係を育てます。

事業等	具体的実践事項
・子どもの豊かな読書習慣づくりの推進	・御嵩町子どもの読書活動推進計画に基づき、読書活動を推進する。 ・図書館司書やPTA「家読」、読み聞かせサークル等と連携した読書指導を推進する。 ・図書システムを活用し、子どもの読書活動がより広がるよう指導する。

家庭教育

- ① 方針 愛情あふれる家庭教育の推進
 ② 役割 社会生活の基礎づくり
 ③ 姿づくり 家族で 話そう！ 語ろう！ 取り組もう！



- ◇ 家族の信頼感が生み出せるようにします
 家族のふれあい・対話の時間を生活の中でつくれるよう働きかけます。

事業等	具体的実践事項
・家庭での読書習慣づくりの推進	・家庭教育学級と図書館が連携し「家読」や「読み聞かせ」の普及と啓発や読書習慣づくりの推進に努める。

社会教育

- ① 方針 生きがいと共生をめざす社会教育の推進
 ② 役割 心豊かな生きがいづくり
 ③ 姿づくり 地域みんなで 学び合い ふれ合い 支え合おう！

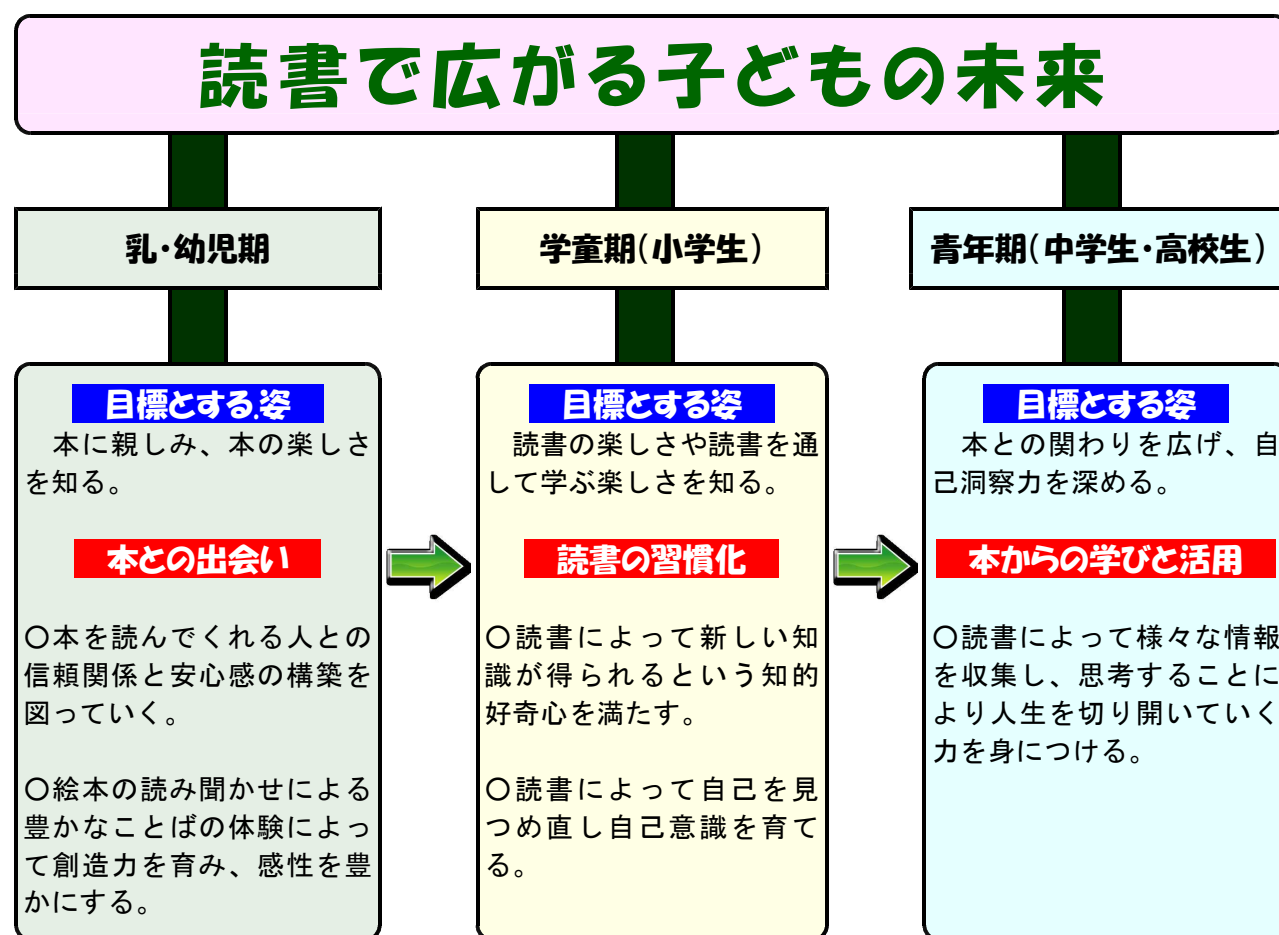


- ◇ 読書に親しみ、読書習慣を身に付け、学ぶ力を育みます
 図書館のより一層の活用を図り、読書に親しんでもらうための情報拠点づくりに取り組みます。

事業等	具体的実践事項
◎各関係機関との連携を密にし、読書力の向上を推進	・読書活動を推進するために、各関係機関（小中学校、高校、各小学校読み聞かせ団体、ぼっばかん、乳幼児学級、保健センター、各保育所等）と連携した事業の開催や協議を行う。 ・家庭での家読の奨励と推進のため、学校と連携を密にし、積極的に図書情報を提供する。
・本との出会いの場の提供と情報提供の充実	・図書の有効活用と遠隔地への図書資料の提供として巡回図書を月1回行う。 ・図書館からのおすすめ本、テーマ本を紹介する。 ・図書館講座とミニ展示を開催する。 ・乳幼児と親向けの読み聞かせ及び読書相談を開催する。
◎ボランティア活動の充実を図る講座等の開催	・図書館事業に協力するボランティアの育成を目指し、講座を開設する。 ・ボランティアや地域の人材による、幼児への読み聞かせ（毎月3回）や図書の修理（月1回）のサポートを行う。

◆御嵩町の子どもの読書活動推進計画が目指す姿

読書は自由で自主的なものであり、「子どもの読書活動推進計画」は子どもに強制的に本を読ませようとするものではありません。子どもたちが本に出会い、本の楽しさ、面白さを発見することが重要であり、その環境を整えていくことがこの計画の目指すところです。御嵩町としては、町内の実情を踏まえ、次のとおり基本方針を定めます。



子どもの読書活動は、その発達の段階によって形を変えていきます。

乳幼児期の読書推進活動の目標とする姿は、本と出会い、本を楽しむことにあります。親子のふれあいにより親子の絆や、「語りかけ」を通して心と言葉が育まれ、安心感や信頼感を得ることができます。絵本のイメージと言葉が結びついてくると、言葉の意味が分かるようになり、絵本の読み聞かせを「楽しい」と思うようになります。豊かな創造力と言葉が育ってきた子どもは自分の思いを言葉で伝えようとする力が育ってくるでしょう。

また、乳幼児期は子どもだけで絵本を楽しむことが難しいことから、町内の様々な施設で読み聞かせを行い、絵本に触れる機会を増やしていくとともに、家庭での読み聞かせの要となる「保護者」へ絵本の読み聞かせの大切さを繰り返し伝え、親が子どもと一緒に絵本の読み聞かせを楽しむ環境が整うような働きかけをすることが重要といえます。

学童期（小学生）の読書推進活動の目標とする姿は、読書の楽しさや読書を通して学ぶ楽しさを知ることにあります。小学生になると自分で本を読むことができるようになってきますが、低学年のうちはまだ読み聞かせによって本を楽しむ時間が必要です。学校での絵本の読み聞かせとともに、家庭での啓発活動をさらに推進していく必要があります。

読書によって知的好奇心が満たされていき、積極的に自分で本を楽しむようになった子どもは、読

書の習慣化が図れるようになるでしょう。高学年になると、読書によって自己を見つめ直すことにより自己意識が芽生え、本への興味も幅広くなり、スポーツや歴史の本といった「教養としての読書」や調べ学習など「知識の習得のための読書」により読書の新たな魅力を感じられるようになってきます。一方では、読書に苦手意識を持つようになる子どもも増えてくることから、教師による子どもへの学校図書室利用の働きかけや、「家読(うちどく)」に取り組み、家族ぐるみの読書を啓発していくことも必要です。

青年期(中学生・高校生)の読書推進活動の目標とする姿は、本との関わりを広げ、本を元に自己洞察力を深めていくことにあります。中学生・高校生になると本とのつきあい方も多分野に広がっていきます。読書により思考力が豊かになり、論理的に自分の思考を表現する力も伸びていく時期です。青年期に多くの本に触れていくことは、生涯を通じて読書を楽しみ学ぶ力を身につけていく上でとても重要なことです。読書によって様々な情報を収集し、それを元に深く自己を見つめることができるようになった子どもは、自分の人生を切り開いていく力を身につけていくことでしょう。一方で、この時期は部活動や塾通いなど、多様な生活スタイルの中で読書への興味が薄れ、読書習慣が失われてしまいやすい時期でもあります。一人ひとりに応じた働きかけが必要です。

このように、子どものうちから個人の発達にあった良書と出会うことにより、生涯にわたって心豊かで深い人生を送ることができると考えられることから、「**読書で広がる子どもの未来**」という姿を御嵩町の子ども読書活動推進計画の目指す姿に掲げ、それぞれの発達段階に応じた目標とする子どもの姿もあげました。

また、これらの目標を具体化するために、3つの基本方針を定めました。

(2) 計画の基本方針

① 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

すべての子どもが成長の過程に沿って読書の楽しさを知り、読書活動を広げていくために、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たすことが求められます。そのために御嵩町では、各関係機関と連携しながら読書に親しむ機会の提供と環境を整えていきます。

② 子どもの読書環境の整備・充実

子どもの読書活動推進のためには、身近に読書が出来る環境を整備していくことが重要です。また、図書館司書・図書館担当教諭・学校図書館司書・読み聞かせボランティアなどを十分に活用していくことや保護者自身が本に親しむことも大切です。御嵩町はこのような観点から家庭での子どもと本との出会いの手助けや、中山道みたけ館(図書館)・児童館・学校図書室などの環境整備に努めます。

③ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの読書活動に対する関心と理解を深めるために、様々な機会を通して広く普及・啓発活動を行います。

(3) 計画の位置づけと期間

① 位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動推進に関する法律」に基づき、平成30年4月20日に策定された第四次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、第三次「岐阜県子どもの読書活動推進計画」を受け、「御嵩町第五次総合計画」「21世紀御嵩町教育・夢プラン」第三次改訂(3年目)などとの整合性を図りながら、子どもの読書活動に関する取組を推進するものです。

② 期 間

本計画は、御嵩町の子どもたちが心豊かに成長することを願い、子どもの読書活動推進に関する施策の方向性及び具体的な取組を策定したものです。

計画の実施期間は平成30年度を初年度とし、平成34年度末までの5年間とします。また、その後についても継続して計画の見直しをしていきます。

(4) 計画の対象

本計画の対象は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」、「21世紀御嵩町教育・夢プラン」と同様に0歳から概ね18歳以下の子どもとしています。

また、子どもだけでなく、子どもの読書活動の推進に関わる家庭・保育園・幼稚園・学校・地域なども対象としています。

4, 子どもの読書活動推進のための方策

【基本方針1】 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進

■施策1 家庭における子どもの読書活動の推進

具体的取組

①親子で読書に親しむことを推奨

・御嵩町は、保護者会や家庭教育学級で読み聞かせや読書の大切さを周知する機会を設け、親子での実践を奨励し支援する。

②ブックスタート類似事業の継続的な実践

・中山道みたけ館（図書館）は、乳幼児健診の場を利用して乳幼児期における読み聞かせの大切さを保護者に周知する。

③「子育てに絵本を…」活動の推進 例：あいあい・3歳児健診

・中山道みたけ館（図書館）は、ブックスタート類似事業のネクストステップとして、乳幼児と保護者のコミュニケーションづくりと「子育てに絵本を…」活動のきっかけづくりを支援する。

④「はじめて出会う絵本リスト」を活用した絵本等にふれ合う機会の創出

・中山道みたけ館（図書館）は、はじめて出会う絵本リストを毎年見直し、必要があれば随時改定し、子育て支援関係機関等に配付設置することで絵本等との出会いの機会を増やす。

■施策2 地域（図書館含む）における子どもの読書活動の推進

具体的取組

①読み聞かせボランティア団体の読書活動の充実支援

・子どもとの読書活動のきっかけづくりに重要な関わりを持つボランティア団体の支援と活動の場を提供する。

②母親クラブなど子育て自主団体への読書活動支援

・絵本や紙芝居の貸し出しや、読書活動に関する情報等の提供をおこない、活動の充実・活性化を図る。

③おはなし会（わくわくたいむ・えほんのひろば）の充実

・月3回のわくわくたいむ、月2回のえほんのひろばでの図書館職員による読み聞かせとブックトークを充実する。

④子どもたちの興味と関心を抱かせるテーマ別展示コーナーの特設

・子ども向け書籍類の特色ある陳列等、さらに工夫し特設コーナーの設置をおこなう。

⑤ブックトークの継続実施

- ・わくわくたいむに合わせ、ブックトークを図書館職員やボランティアが実施する。

⑥ビブリオバトルの定期開催

- ・子どもによるブックトークの検討に加え、ビブリオバトルを導入する。
- ・園、学校の要請があれば出向き、おはなし会やブックトーク、ビブリオバトル等を実施する。

⑦子どもの読書に関わるレファレンスサービスの充実

- ・図書館職員が常時保護者の読書に関する問いに対して相談体制をとるとともに、選書等のアドバイスを実施する。

⑧ブックリストの作成と活用

- ・年代・テーマ別でブックリストを作成し、子育て支援に関係する団体・機関並びに学校と情報共有する。

■施策3 学校(幼稚園・保育園・子育て支援センター・保健センター含む)における子どもの読書活動の推進

具体的取組

①朝の読書活動実施

- ・各校一斉実施事業として展開している朝の読書活動により、読書を生活の中で習慣づける。

②「家族みんなで読書…家読」の啓発と実施推進

- ・ノーメディアデー等の取組とも結びつけ、子どものコミュニケーション能力向上と家庭における家族の絆の深まりを生む家読の啓発と推進を図る。

③学校図書館だよりや推薦図書の紹介を定期的におこなう

- ・毎月発行の学校図書館だよりの配布により、児童生徒や保護者の読書に対する関心・意欲を促進する。

④学校図書室や子育て支援機関における図書コーナーの利用促進

- ・学習の中での図書室等の利用に加え、日常的に足を運びたくなる空間づくりをおこない、本との出会い、本とのふれ合いの時間をつくる。

⑤家庭・地域と連携した読み聞かせ活動の充実

- ・保護者やボランティアなどによる読み聞かせ活動を実施するとともに、その活動を支援する。

⑥学校図書室等と中山道みたけ館（図書館）の連携活用

- ・教科や各領域での学習に学校図書室及び中山道みたけ館（図書館）を利用した学習を採用し、その活用方法を指導することにより、読書や探究活動を支える。

⑦絵本や紙芝居などを活用した読み聞かせ活動の充実

- ・幼稚園・保育園において、日々の保育・教育活動の中で読み聞かせを実施する。その実施には保護者・ボランティアを活用した地域との連携も含める。

⑧保護者への読み聞かせ啓発活動の推進

- ・乳幼児期や学童期の絵本等との出会いの大切さや読み聞かせの効果を保護者向け便り等により周知し、発達段階等に応じた絵本等を定期的に紹介する。

⑨小・中・高各学校の課外授業として中山道みたけ館（図書館）の見学やインターンシップでの業務体験の実施

- ・図書館や読書への関心を高めるため、定期的に実施する。
- ・利用率が低い傾向にある高等学校については、授業カリキュラムの関係もあるが受入れ体制を整える。

⑩本や絵本に出てくる料理（お菓子含む）を月一回「図書献立」を給食で提供

- ・学校給食センターとタイアップし、本や絵本の中に出てくる料理（お菓子含む）を児童生徒に選定させ、給食献立として提供することにより、本の世界を体感することにより、図書に興味を持たせる。
- ・中山道みたけ館（図書館）でも職員が選定、図書献立の提供に参加する。
- ・各学校図書館及び中山道みたけ館（図書館）に「図書献立コーナー」をつくり、紹介する。

【基本方針2】 子どもの読書環境の整備・充実

■施策4 家庭・地域・園・学校における読書環境の整備・充実と相互連携

具体的取組

①中山道みたけ館（図書館）、学校図書室の整備・充実

- ・多様化している子どもの興味・関心に対応するために、図書の充実・見直しを図る。
- ・子どもや保護者が利用しやすい施設を常に念頭に置き、快適な読書空間の整備・充実に更に努める。
- ・学習センター・情報センターとしての機能を持つ学校図書館を目指した資料を収集する。

②児童館・放課後児童クラブ等への団体貸出、読み聞かせの実施

- ・子どもが立寄りやすい施設の読書環境整備として中山道みたけ館（図書館）から図書を貸出、みたけ館・学校以外の多くの場所で読書ができる環境整備をおこなう。

③子ども向け図書館だよりの発行と配布

- ・各学校図書室の新着本、推薦本及び中山道みたけ館で収蔵する子ども向け本、イベント等を「ぽけっと」に情報提供し、連携を図る。
- ・定期的な「子ども図書館だよりの発行と関係機関への配付を目指す。

④中山道みたけ館（図書館）図書ボランティアと読み聞かせボランティアとの交流・連携

- ・図書ボランティアと読み聞かせボランティアの交流会を定期（年2回）開催し、ノウハウの共有や相互のスキルアップにつなげる。

⑤中山道みたけ館（図書館）・学校図書室・保育園・幼稚園等における絵本等蔵書リストの作成と相互共有

- ・蔵書管理システムは導入されているものの、中山道みたけ館以外は外部からの検索ができない状況にあるため、蔵書リストを作成し、共有できるよう、有効活用を図る。

⑥中山道みたけ館（図書館）図書館司書と学校図書司書の交流による連携と情報の共有化

- ・子どもの読書活動の推進にかかる取組の主体となるのは学校であり、専門的指導に当たる学校図書司書と情報交換し、それぞれ図書の充実と活用を図る。

⑦中山道みたけ館（図書館）における障がいのある子どもへの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

- ・障がいのある子どもに本との出会いが図られるよう施設の充実に取り組むとともに、対面朗読サービスなどの充実に努めるまた、関係機関などとの連携にも努める。
- ・さわる絵本や点字絵本、LLブックなどの提供により、障がいのある子どもだけでなく周りの子どもや大人も一緒に楽しめる資料の利用を推進する。

【基本方針3】 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

■施策5 子どもの読書活動に関する情報の収集と発信

具体的取組

①子どもを持つ親への情報の発信

- ・子育てに関わる全ての機関は、乳幼児期の子どもを持つ家庭に対し、「絵本の読み聞かせがなぜ必要なのか」についての正しい情報の提供をおこなう。

②子どもの読書に関する情報の発信

- ・中山道みたけ館（図書館）は、町及び自館のHPで子ども向けの図書や参考情報、子どもの読書活動が生む成長上での有効性を的確に周知する。
- ・岐阜県総合図書目録や県内図書館ネットワークを活用し、情報提供を図る。

③子どもの読書支援、子どもの読書活動や読み聞かせボランティアに関する情報の提供

・子どもの読書活動支援ボランティアグループの情報や読み聞かせ等に有用な書籍情報、蔵書状況を図書館だよりや、HPを用いて情報を提供する。

④関係機関等が実施している子どもの読書活動推進の活動事例の紹介

・より多くの方に関心を持ってもらうとともに、ボランティア活動への自主的参画の自然増を目指す。

⑤優良図書の紹介と普及

・子どもと保護者がともに読み親しむ絵本や児童文学作品の紹介（日本絵本賞大賞受賞作品や各児童文学賞受賞作品など）を図書館だよりで随時おこなうとともに展示等を通じて利用促進を図る。

⑥子ども読書の日（4/23）を中心とした春の読書週間に展示やイベントを開催し、読書へ誘導

・中山道みたけ館(図書館)は、絵本・紙芝居・児童書の紹介、展示等をおこない、保護者にも「子どもに読書の大切さ」を伝え、意識の醸成を図る。

⑦読書週間に図書館集客を図る行事・催事の開催

例：映画会、大型絵本や紙芝居の読み聞かせ等

・中山道みたけ館(図書館)は、春（4/23～5/12）と秋（10/27～11/9）の読書週間に子どもたちが図書館に足を運びたいような展示やイベントをおこなう。

5. 子どもの読書活動推進計画の進捗管理と評価

本推進計画においては、平成30年度から向こう5か年の計画策定期間であり、初年度においては、当該計画中の具体的実践事項について「評価」をおこないます。同時に、評価に基づいた2年目の具体的実践事項の「補正」すなわち取組に関する検証をもとにした「継続」「拡充」「縮小」「完了（廃止）」「新規（追加）」をおこないます。

これにより、本推進計画については策定期間中の年度ごとに内容改訂がおこなわれますが、家庭・地域・学校等でのニーズも多様化してきている中で、それを的確に捉えること、子どもの読書活動に真に必要なもの、成長過程において読書活動離れに結びつく要因の把握と改善策を考えることが必要不可欠となってきます。

そこで、5年後の推進計画策定となる年の前々年度において「子どもの読書活動に関するアンケート」調査を実施し、その結果を加味し、本推進計画の状況を分析検討した内容とを客観的に判断し、5年後の推進計画策定に向けた取組を展開していく予定です。

○進捗管理

毎年度進捗状況の状況確認を実施するにあたって、その基準日を前期9月1日、全期2月1日と定め、具体的取組に掲げた取組着手、関係者との検討や方法協議などの会議、配布すべきものや実践しなければならない取組事項の状況等に加え、成果や課題についての検証も含めた進捗管理をおこないます。

○評価方法

進捗状況に合わせ、達成すべき状況を4段階に区分し、取組実践内容の達成度を客観的に判断することとします。達成度合いに応じて、全体計画の見直しや具体的取組の問題点を洗い出し、その内容の補正をおこないます。

評価の基準は以下のとおりとします。

評価レベル	状 態	達成度評価
4	よくできた	80%以上の状況 ◎
3	どちらかといえばできた	80%未満の状況 ○
2	あまりできなかった	60%未満の状況 △
1	全くできなかった	未着手 ×

なお、評価については、それぞれの具体的取組を実践すべき機関において自己評価し、年度の中間期での進捗報告の場、年度末の段階で家庭・地域・学校等が参集して実施する全体会議の場を設け、相互に判断しそれを定めます。

○具体的取組の随時見直し

本推進計画書中の具体的取組は、子どもの読書活動をいかに展開するかという「実践事項」であり、進捗管理と評価によって状況は年度ごとに客観的に判断されることとなりますが、単に5年間という期間内に実践すればよい事項として捉えるのではなく、早期に実現可能なものは「前倒し」や具体的に実

践する事項として示した内容について、その内容をさらに高いものへと引き上げる「上方修正（補正）」をおこないます。

また、ニーズの変化等による対応の廃止や実践時期の繰り下げなどをおこなう必要が生じた際には、年度ごとの評価時点、あるいは年度途中においてもその内容の見直しを随時おこないます。

○具体的取組に関する継続、拡充、縮小、完了(廃止)、新規(追加)のイメージ

	本年1年目 2018		2年目 2019		3年目 2020		4年目 2021		5年目 2022		2023
	実 施	評価 補正	実 施	評価 補正	実 施	評価 補正	実 施	評価 補正	実 施	評価 補正	
具体的取組		継続		継続		継続		継続		継続	次期子どもの 読書活動推 進計画の実施
		拡充		継続		拡充		継続		継続	
		縮小		縮小		廃止					
		廃止									
		追加		拡充		拡充		継続		継続	
						追加		継続		継続	
							子どもの読書活 動に関するアン ケート調査実施		次期子どもの読 書活動推進計画 の策定		

○具体的取組とその評価

- ・18年度の欄の数字は、参考として、平成25年度版の方策番号を記入している。
- ・年度の欄の上段に事業展開の状況(拡充・継続・縮小・廃止・追加)を、下段に4・3・2・1の4段階評価を年度末に付し、次年度へと引継ぐ。

【基本方針１】 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進							
■施策１ 家庭における子どもの読書活動の推進							
具体的取組		内 容	18	19	20	21	22
①	・親子で読書に親しむことを推奨	・御嵩町は、保護者会や家庭教育学級で読み聞かせや読書の大切さを周知する機会を設け、親子での実践を奨励し支援する。	11				
②	・ブックスタート類似事業の継続的な実践	・中山道みたけ館（図書館）は、乳幼児健診の場を利用して乳幼児期における読み聞かせの大切さを保護者に周知する。	11				
③	・「子育てに絵本を…」活動の推進 例：あいあい・3歳児健診	・中山道みたけ館（図書館）は、ブックスタート類似事業のネクストステップとして、乳幼児と保護者のコミュニケーションづくりと「子育てに絵本を…」活動のきっかけづくりを支援する。	11				
④	・「はじめて出会う絵本リスト」を活用した絵本等にふれ合う機会の創出	・中山道みたけ館（図書館）は、はじめて出会う絵本リストを毎年見直し、必要があれば随時改定し、子育て支援関係機関等に配付設置することで絵本等との出会いの機会を増やす。	11				

【基本方針１】 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進						
■施策２ 地域（図書館含む）における子どもの読書活動の推進						
具体的取組	内 容	18	19	20	21	22
① ・読み聞かせボランティア団体の読書活動の充実支援	・子どもとの読書活動のきっかけづくりに重要な関わりを持つボランティア団体の支援と活動の場を提供する。	12				
② ・母親クラブなど子育て自主団体への読書活動支援	・絵本や紙芝居の貸し出しや、読書活動に関する情報等の提供をおこない、活動の充実・活性化を図る。	12				
③ ・おはなし会（わくわくたいむ・えほんのひろば）の充実	・月３回のわくわくたいむ、月２回のえほんのひろばでの図書館職員による読み聞かせとブックトークを充実する。	13				
④ ・子どもたちの興味と関心を抱かせるテーマ別展示コーナーの特設	・子ども向け書籍類の特色ある陳列等、さらに工夫し特設コーナーの設置をおこなう。	13				
⑤ ・ブックトークの継続実施	・わくわくたいむに合わせ、ブックトークを図書館職員やボランティアが実施する。	13				
⑥ ・ビブリオバトルの定期開催	・子どもによるブックトークの検討に加え、ビブリオバトルを導入する。	新				
	・園、学校の要請があれば出向き、おはなし会やブックトーク、ビブリオバトル等を実施する。	新				
⑦ ・子どもの読書に関わるレファレンスサービスの充実	・図書館職員が常時保護者の読書に関する問いに対して相談体制をとるとともに、選書等のアドバイスを実施する。	13				
⑧ ・ブックリストの作成と活用	・年代・テーマ別でブックリストを作成し、子育て支援に関係する団体・機関並びに学校と情報共有する。	13				

【基本方針１】 家庭・地域・学校等における子どもの読書活動の推進						
■施策３ 学校（幼稚園・保育園・子育て支援センター・保健センター含む）における子どもの読書活動の推進						
具体的取組	内 容	18	19	20	21	22
① ・朝の読書活動実施	・各校一斉実施事業として展開している朝の読書活動により、読書を生活の中で習慣づける。	14				
② ・「家族みんなで読書…家読」の啓発と実施推進	・ノーメディアデー等の取組とも結びつけ、子どものコミュニケーション能力向上と家庭における家族の絆の深まりを生む家読の啓発と推進を図る。	14				
③ ・学校図書館だよりや推薦図書の紹介を定期的におこなう	・毎月発行の学校図書館だよりの配布により、児童生徒や保護者の読書に対する関心・意欲を促進する。	14				
④ ・学校図書室や子育て支援機関における図書コーナーの利用促進	・学習の中での図書室等の利用に加え、日常的に足を運びたくなる空間づくりをおこない、本との出会い、本とのふれ合いの時間をつくる。	新				
⑤ ・家庭・地域と連携した読み聞かせ活動の充実	・保護者やボランティアなどによる読み聞かせ活動を実施するとともに、その活動を支援する。	15				
⑥ ・学校図書室等と中山道みたけ館（図書館）の連携活用	・教科や各領域での学習に学校図書室及び中山道みたけ館（図書館）を利用した学習を採用し、その活用方法を指導することにより、読書や探究活動を支える。	15				
⑦ ・絵本や紙芝居などを活用した読み聞かせ活動の充実	・幼稚園・保育園において、日々の保育・教育活動の中で読み聞かせを実施する。その実施には保護者・ボランティアを活用した地域との連携も含める。	16				

⑧	・保護者への読み聞かせ啓発活動の推進	・乳幼児期や学童期の絵本等との出会いの大切さや読み聞かせの効果を保護者向け便り等により周知し、発達段階等に応じた絵本等を定期的に紹介する。	16				
⑨	・小・中・高各学校の課外授業として中山道みたけ館（図書館）の見学やインターンシップでの業務体験の実施	・図書館や読書への関心を高めるため、定期的に実施する。	新				
		・利用率が低い傾向にある高等学校については、授業カリキュラムの関係もあるが受入れ体制を整える。	新				
⑩	・本や絵本に出てくる料理（お菓子含む）を月一回「図書献立」を給食で提供	・学校給食センターとタイアップし、本や絵本の中に出てくる料理（お菓子含む）を児童生徒に選定させ、給食献立として提供することにより、本の世界を体感することにより、図書に興味を持たせる。	新				
		・中山道みたけ館（図書館）でも職員が選定、図書献立の提供に参加する。	新				
		・各学校図書館及び中山道みたけ館（図書館）に「図書献立コーナー」をつくり、紹介する。	新				

【基本方針2】 子どもの読書環境の整備・充実							
■施策4 家庭・地域・園・学校における読書環境の整備・充実と相互連携							
具体的取組		内 容	18	19	20	21	22
①	・中山道みたけ館（図書館）、学校図書室の整備・充実	・多様化している子どもの興味・関心に対応するために、図書の充実・見直しを図る。	21				
		・子どもや保護者が利用しやすい施設を常に念頭に置き、快適な読書空間の整備・充実更に努める。	21				
		・学習センター・情報センターとしての機能を持つ学校図書館を目指した資料を収集する。					
②	・児童館・放課後児童クラブ等への団体貸出、読み聞かせの実施	・子どもが立寄りやすい施設の読書環境整備として中山道みたけ館（図書館）から図書を貸出、みたけ館・学校以外の多くの場所で読書ができる環境整備をおこなう。	18 15				
③	・子ども向け図書館だよりの発行と配布	・各学校図書室の新作本、推薦本及び中山道みたけ館で収蔵する子ども向け本、イベント等を「ぼけっと」に情報提供し、連携を図る。	新				
		・定期的な「子ども図書館だよりの発行と関係機関への配付を目指す。	新				
④	・中山道みたけ館（図書館）図書ボランティアと読み聞かせボランティアとの交流・連携	・図書ボランティアと読み聞かせボランティアの交流会を定期（年2回）開催し、ノウハウの共有や相互のスキルアップにつなげる。	新				
⑤	・中山道みたけ館（図書館） ・学校図書室・保育園・幼稚園等における絵本等蔵書リストの作成と相互共有	・蔵書管理システムは導入されているものの、中山道みたけ館以外は外部からの検索ができない状況にあるため、蔵書リストを作成し、共有できるよう、有効活用を図る。	新				
⑥	・中山道みたけ館（図書館） 図書館司書と学校図書司書の交流による連携と情報の共有化	・子どもの読書活動の推進にかかる取組の主体となるのは学校であり、専門的指導に当たる学校図書司書と情報交換し、それぞれ図書の充実と活用を図る。	22				

⑦	・中山道みたけ館（図書館）における障がいのある子どもへの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実	・障がいのある子どもに本との出会いが図られるよう施設の充実に取り組むとともに、対面朗読サービスなどの充実に努めるまた、関係機関などとの連携にも努める。	21				
		・さわる絵本や点字絵本、LLブックなどの提供により、障がいのある子どもだけでなく周りの子どもや大人も一緒に楽しめる資料の利用を推進する。	21				

【基本方針3】 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及啓発活動							
■施策5 子どもの読書活動に関する情報の収集と発信							
具体的取組		内 容	18	19	20	21	22
①	・子どもを持つ親への情報の発信	・子育てに関わる全ての機関は、乳幼児期の子どもを持つ家庭に対し、「絵本の読み聞かせがなぜ必要なのか」についての正しい情報の提供をおこなう。	18				
②	・子どもの読書に関する情報の発信	・中山道みたけ館（図書館）は、町及び自館のHPで子ども向けの図書や参考情報、子どもの読書活動が生む成長上での有効性を的確に周知する。	18				
		・岐阜県総合図書目録や県内図書館ネットワークを活用し、情報提供を図る。	18				
③	・子どもの読書支援、子どもの読書活動や読み聞かせボランティアに関する情報の提供	・子どもの読書活動支援ボランティアグループの情報や読み聞かせ等に有用な書籍情報、蔵書状況を図書館だよりや、HPを用いて情報を提供する。	18				
④	・関係機関等が実施している子どもの読書活動推進の活動事例の紹介	・より多くの方に関心を持ってもらうとともに、ボランティア活動への自主的参画の自然増を目指す。	18				
⑤	・優良図書の紹介と普及	・子どもと保護者がともに読み親しむ絵本や児童文学作品の紹介（日本絵本賞大賞受賞作品や各児童文学賞受賞作品など）を図書館だよりで随時おこなうとともに展示等を通じて利用促進を図る。	新				
⑥	・子ども読書の日（4/23）を中心とした春の読書週間に展示やイベントを開催し、読書へ誘導	・中山道みたけ館（図書館）は、絵本・紙芝居・児童書の紹介、展示等をおこない、保護者にも「子どもに読書の大切さ」を伝え、意識の醸成を図る。	13				
⑦	・読書週間に図書館集客を図る行事・催事の開催 例：映画会、大型絵本や紙芝居の読み聞かせ等	・中山道みたけ館（図書館）は、春（4/23～5/12）と秋（10/27～11/9）の読書週間に子どもたちが図書館に足を運びたくなるような展示やイベントをおこなう。	新				

6, 参考資料

■子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年 法律第154号)

(平成13年12月12日公布)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更につ

いて準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

■御嵩町子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱

平成24年6月1日

教委訓令甲第4号

(設置)

第1条 子どもたちの読書活動の推進を図るため、御嵩町子どもの読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定することを目的として、御嵩町子どもの読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) その他教育長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる読書活動について優れた見識を有する者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 小中学校校長会図書館部門顧問
- (3) 公立保育園園長代表及び私立幼稚園教諭
- (4) 小中学校図書館主任
- (5) その他教育長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第1条の目的を達成した時点をもって満了とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて教育長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化振興を担当する課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(委員の任期の特例)

2 施行日以後最初に委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず平成25年3月31日までとする。

平成30年9月1日付けで、設置要綱を改定し、委員の任期を平成31年3月31日までとする。

■平成25年度版「子どもの読書活動推進のための方策」

(1) 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

(1)ー1 家庭における子どもの読書推進

家庭での子どもの読書を推進するためには、町全体での取組が不可欠です。そこで町は、親や子どもに関わる大人に対して、子育てにおける読書の重要性を伝える活動を行います。

①保護者会や家庭教育学級での読書活動の推進

- ・町は、保育園・幼稚園・学校などの保護者会への活動を通して、親子が読書に親しむことを奨励します。
- ・教育委員会（生涯学習課）は、家庭教育学級（乳幼児期・幼保育園期・小学校期・中学校期）などでの読書活動推進事業を行います。
- ・町は、様々な教室などを通じて、親が読み聞かせや読書の大切さを理解できるよう努めます。

②ブックスタート類似事業の継続的な実施

- ・中山道みたけ館（図書館）は、保健センターの乳児健診に合わせて行っているブックスタート類似事業を継続して実施していきます。また、3歳児健診にも出向き、本の読み聞かせの大切さを親子に伝えます。

③絵本のリストの活用

- ・中山道みたけ館（図書館）は、乳幼児向けの絵本のリストの「はじめて出会う絵本のリスト」を作成し、中山道みたけ館（図書館）や保健センター・子育て支援センター・保育園や幼稚園などに設置することで、子どもが絵本に出会える機会を増やします。
- ・中山道みたけ館（図書館）内に設置した赤ちゃん絵本コーナーを充実させ、気軽に親子で本を選ぶことが出来るようにします。

(1)ー2 地域における子どもの読書推進

地域における子どもの読書活動の推進には、地域で活躍する読書グループなどの団体の取組が重要です。このため自主的に活動する読書推進団体への支援と関係する機関との連携の強化に取り組みます。

①読み聞かせボランティアなどの団体への支援

- ・中山道みたけ館（図書館）では、関係する読み聞かせの各種団体と連携し、読み聞かせボランティア活動が充実できるよう支援を行います。

②母親クラブなど子育てに関する自主団体への支援

- ・中山道みたけ館（図書館）や児童館・子育て支援センターは、自主的に活動する子育てサークルなどの団体に絵本や読書活動に関しての情報提供を行い、活動が充実できるよう支援を行います。

(1)ー3 中山道みたけ館（図書館）における子どもの読書推進

中山道みたけ館（図書館）は、来館する子どもをはじめ、まだ利用したことのない子どもやその家庭に対してもPR活動を行い、利用を働きかけます。

また、中山道みたけ館（図書館）は、地域における読書活動の中心的な施設として、関係機関や団体を通して子どもの読書活動を推進します。

①おはなし会の充実

- ・子どもが本に出会う機会を増やすため図書館司書や読み聞かせボランティアによるおはなし会を充実させます。
- ・読み聞かせの講習会を開催し、ボランティアの育成及び指導に努めます。
- ・読み聞かせなどを通して、絵本を介した子どもへの関わり合いの機会を増やすように努めます。

②行事や企画の実施

- ・子ども読書の日（4月23日）を中心に、子どもの読書活動の推進を目的とした行事（展示会や講座）を行います。
- ・子どもが興味を持てるようなテーマを選び、コーナーを特設するなど、本の並べ方を工夫します。
- ・図書館司書が、保育園・幼稚園・学校などの施設に出向き、おはなし会やブックトークなどを実施し、読書の楽しさを伝えるとともに、中山道みたけ館（図書館）の利用も促します。

③レファレンスサービスの充実

- ・子どもとその保護者から読書についての相談を受け付けます。
- ・子どもを連れて来館した方に対して、図書館司書が本を選ぶお手伝いをします。
- ・図書館司書は、図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応じるように努めます。

④ホームページの充実

- ・ホームページのレイアウトなどを工夫し、親子が一緒に楽しめるようなものにします。
- ・おすすめの本を紹介しているホームページや、調べ学習に役立つホームページなどとリンクし、子どもが興味を持てるように工夫します。
- ・学校など、子どもに関連する施設のホームページとリンクします。
- ・子ども向けのイベント情報を積極的に提供します。

⑤ブックリストの作成と活用

- ・年代別、テーマ別などのブックリストを作成し紹介します。
- ・作成したブックリストを家庭教育学級・保育園・幼稚園・学校などに提供するとともに、関係機関を通して子どもや保護者に絵本や児童書の情報が届くように努めます。

(1)ー4 学校における児童生徒の読書習慣の確立

学校は、朝の読書、読み聞かせなど全校一斉の読書活動や図書委員会活動を推進していくことで読書の習慣化を図り、子どもが自主的に読書に取り組む姿勢を育てます。

①朝の読書活動の実施

- ・習慣的な朝の読書活動を実施します。

②学校独自の読書週間の設定

- ・独自の読書週間を設定し、子どもの工夫を活かした委員会活動も取り入れ読み聞かせや読書の推進を図ります。

③『家読（うちどく）』の啓発と推進

- ・コミュニケーションが豊かになり、家族の絆が深まる『家族みんなでの読書・家読』を学校で啓発推進します。

④多読賞・読破賞等の表彰実施

- ・読書習慣の確立した子ども（多読上位者や各学期に一定数以上の本を読んだ人、各校で選定した推薦図書を全て読んだ人など）を表彰し、子どもの読書への意欲を高めます。

⑤図書だよりの発行及び児童生徒への配布

- ・毎月、図書だよりを発行し児童生徒へ配布することにより、児童生徒及び保護者へ推薦図書や人気の図書を紹介するとともに、家庭での読書活動の啓発推進活動に努めます。

⑥学校図書室を計画的に利用するための取組

- ・児童生徒が学習の中で学校図書室を積極的に活用するための取組を行います。

(1)ー5 学校における家庭・地域との連携

学校は、子どもの読書活動を推進していくため、家庭や地域と連携を図り、学校内外での自主的・主体的な読書活動を促します。

①読み聞かせ活動の充実

- ・学校は、保護者や、ボランティアなどによる読み聞かせ活動を推進・支援します。

②教科や各領域における学校図書室及び中山道みたけ館（図書館）活用の支援

- ・学校は、教科や各領域に学校図書室及び中山道みたけ館（図書館）を活用した学習を取り入れ、その活用方法を児童生徒に教えることにより、読書活動を支援します。

③放課後児童クラブでの図書の活用

- ・町は、放課後児童クラブにおいて、職員による絵本の読み聞かせなどが定期的に行われるようにします。

(1)ー6 保育園・幼稚園における子どもの読書推進

保育園及び幼稚園は、様々な絵本との出会いを通して子どもの豊かな心や想像力を育むことを目指します。保育者による絵本の読み聞かせで、子ども同士が絵本の世界を共有して楽しむこととなり、豊かな心を育み、絵本、紙芝居への興味や関心を高め、読書を好きになる土壌を育てます。

また、保護者に対しては、読み聞かせの重要性に関する啓発活動に努めます。

①絵本や読み聞かせ活動の推進

- ・保育園及び幼稚園は、日々の保育に絵本の読み聞かせを取り入れるとともに、保護者やボランティアを活用した読み聞かせを行うように努めます。

②保護者への読み聞かせ啓発活動の推進

- ・保育園及び幼稚園は、保護者へのおたよりなどを通して、年齢や発達にあった絵本や図鑑、読んであげて欲しい絵本などを紹介していきます。

・保育園及び幼稚園は、保護者に対して、乳幼児期における絵本との出会いの大切さや、読み聞かせの大切さを周知します。

③読み聞かせを通じた異年齢交流の推進

・保育園及び幼稚園は、中学生・高校生の職場体験学習・保育体験学習の中に絵本や紙芝居の読み聞かせを位置づけ、読み手・聞き手の双方が読み聞かせの楽しさを共有できる機会を設けていきます。

④教職員及び保育士の意識高揚

・保育園及び幼稚園は、教職員及び保育士が読み聞かせや絵本についての研修会や講演会に積極的に参加するよう努めます。

(1)ー7 児童館・子育て支援センターにおける子どもの読書推進

児童館や子育て支援センターは、中山道みたけ館（図書館）との連携を密にし、自館の図書資料を充実させ、来館する子どもに対しての読み聞かせ活動を推進します。

①おはなし会の充実

・子育て支援センターは、職員や図書館司書、ボランティアによるおはなし会を充実させます。
・児童館では、行事の中で本の読み聞かせなどを行うよう努めます。

②図書資料の充実

・児童館及び子育て支援センターは、中山道みたけ館（図書館）と連携し、自館資料の充実に努めます。
・児童館及び子育て支援センターは、中山道みたけ館（図書館）の団体貸出を利用し、図書の充実を図ります。

(1)ー8 町民への啓発と広報による読書活動の推進

子どもは周りの大人の姿を見て育っていきます。大人が日常の様々な場面で読書をしている姿を見せることで読書意欲が育ちます。

特に、乳幼児期の子どもにとって保護者や家族のぬくもりを感じながら、優れた本を共に楽しむということは、心を豊かにする貴重な体験です。家庭、地域、学校などが一体となって子どもを育てていくという意識の下で連携を図りながら、子どもの読書の大切さを啓発していきます。

①子どもを持つ親への啓発活動

中山道みたけ館（図書館）・保育園・幼稚園・乳幼児学級など子育てに関する関係機関は乳幼児期の保護者に対し、絵本の読み聞かせがなぜ大切なのかといった情報を提供し、保護者が子どもと楽しく読み聞かせに取り組むことができるよう支援します。

②子どもを取り巻く周りの大人への啓発活動

中山道みたけ館（図書館）・保育園・幼稚園・乳幼児学級など子育てに関する関係機関は、祖父母など、子どもと一緒に過ごす時間の多い大人に対しても、絵本の読み聞かせの大切さを啓発する機会が持たれるようにします。

③子ども読書推進活動に関する町民への情報提供

中山道みたけ館（図書館）は、町や自館のホームページや関係機関の情報誌などを利用し、子どもの本や読書に関係する情報を発信します。

④中山道みたけ館（図書館）から関係機関への情報提供

・学校へは、学校図書館司書や図書館担当教諭などと連携し、情報誌や中山道みたけ館だよりなどを通じて、子どもの本や読書に関係する情報や、高学年向けに中山道みたけ館（図書館）の利用方法や利用マナーを学ぶ機会を設けるための情報を発信します。

・保育園・幼稚園へは、中山道みたけ館だよりなどを通じて子どもの本や読書に関係する情報や、保護者向けに読書の重要性や中山道みたけ館（図書館）の利用方法についての情報を発信します。

・児童館へは、中山道みたけ館だよりなどを通じて子どもの本や読書に関係する情報を発信するとともに、季節ごとの絵本を紹介し児童館での読み聞かせを支援します。

⑤ボランティア支援

・中山道みたけ館（図書館）は、ボランティアの育成を図り、その活動を支援していきます。

⑥関係機関の連携

・学校・中山道みたけ館（図書館）・保育園・幼稚園・児童館などの町内の施設は、相互に連携しながら読書活動を推進していきます。

・学校・中山道みたけ館（図書館）・保育園・幼稚園・読み聞かせボランティアは、定期的に情報交換を行い、相互協力を図ります。

・学校・中山道みたけ館（図書館）・保育園・幼稚園・読み聞かせボランティアは、研修会や先進地の視察など、合同研修の機会を設け、読書への意識向上と読書活動への共通認識を図ります。

(2) 子どもの読書環境体制の整備・充実

(2)ー1 中山道みたけ館（図書館）における整備・充実

①中山道みたけ館（図書館）における図書資料の整備・充実

中山道みたけ館（図書館）は、多様化している子どもの興味・関心に対応するため、児童図書資料の充実に努めます。

- ・中山道みたけ館（図書館）は豊富で多様な児童図書の充実を目指すとともに、古い資料の見直しを図ります。
- ・中山道みたけ館（図書館）は子どもの読書活動を推進するため、調べものの手伝いや相談に応じるなど、レファレンスサービスの充実に努めます。
- ・中山道みたけ館（図書館）は、「赤ちゃん絵本コーナー」の資料を充実させるとともに、保護者向けに赤ちゃん絵本のガイドブックの作成を行います。

②中山道みたけ館（図書館）における施設の整備・充実

中山道みたけ館（図書館）は、子どもや保護者が利用しやすい施設づくりを進め、児童の利用の促進を図るため、快適な読書空間の整備・充実に努めます。

- ・中山道みたけ館（図書館）は、乳幼児連れの保護者のためにベビーベッドや幼児用トイレ、畳コーナーなどの施設の整備・充実に努めます。
- ・中山道みたけ館（図書館）は、季節に合わせて幼児向けの壁面の飾り付けなどを行うなど、親子が親しみやすく利用できる館内の雰囲気づくりに努めます。

③中山道みたけ館（図書館）における司書の研修などの充実

中山道みたけ館（図書館）は、子どもの読書活動を推進するため「子ども」や「児童資料」に精通し、学校図書室の相談、支援にも対応出来る司書職員の育成・研修に努めます。

・中山道みたけ館（図書館）は、岐阜県図書館協会や可茂地区公共図書館連絡協議会などが開催する各種の研修に司書職員を派遣し、資質の向上を図ります。

- ・中山道みたけ館（図書館）は、自館の職員同士で相互の研修を行い、資質の向上を図ります。

⑤中山道みたけ館（図書館）における障がいのある子どもへの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

中山道みたけ館（図書館）は、障がいのある子どもに本との出会いが図られるよう施設の充実に取り組むとともに、対面朗読サービスなどの充実に努めます。また、関係機関などとの連携にも努めます。

- ・中山道みたけ館（図書館）は、現在の施設の見直しを行い、子どもが本と出会う機会を工夫し、さらなるバリアフリー化を目指し、利用しやすい環境作りに取り組みます。
- ・中山道みたけ館（図書館）は、支援の必要な子どもたちの状況に合わせた多様な資料の充実に努めます。
- ・中山道みたけ館（図書館）は、さわる絵本や点字絵本、LLブックなどの提供により、障がいのある子どもだけでなく周りの子どもや大人も一緒に楽しめる資料の利用を推進します。
- ・中山道みたけ館（図書館）は、拡大読書器の利用を推進します。
- ・中山道みたけ館（図書館）は、対面朗読サービスの充実と利用を推進します。
- ・中山道みたけ館（図書館）は、自分で読書が出来ない子どもに対して図書館利用の際の介助を行います。

(2)ー2 中山道みたけ館（図書館）と関係機関の連携・協力の推進

①中山道みたけ館（図書館）などの関係機関の連携・協力の推進

子どもの読書活動を推進するために、中山道みたけ館（図書館）・学校・児童館などの関係機関の連携・協力が不可欠です。このため、関係機関の連携強化に努めます。

・中山道みたけ館（図書館）は、岐阜県図書館情報ネットワークなどを活用し、岐阜県図書館や県内の公共図書館と子どもの読書推進活動についての情報交換を推進します。

・中山道みたけ館（図書館）は、岐阜県図書館の児童図書研究室の団体向けサービスを活用するとともに、読み比べ絵本を使用した良書の選び方などの研修を各関係機関の職員に対して行います。

・中山道みたけ館（図書館）は、町内の各読書グループに対して情報提供や資料の貸出、研修の機会などを提供して、その活動を支援します。

・中山道みたけ館（図書館）は、図書館司書を学校へ訪問させ、子どもの読書活動についての情報交換を行うように努めます。

・中山道みたけ館（図書館）は、学校の授業などでの見学を積極的に受け入れます。

・中山道みたけ館（図書館）は、図書館司書・図書館担当教諭・学校図書館司書とが、常に情報交換できる体制をつくります。

(2)ー3 学校図書室における整備・充実

①学校図書室における図書の計画的整備

学校教育課は、学校図書室の図書資料を計画的に整備・充実します。

・学校図書室は、学校図書館図書標準の定める冊数に満たない学校図書室の資料を継続的に整備します。

・学校は、社会情勢や子どものニーズに応じた図書資料の選定に努めるとともに、常に新しい情報が提供できるよう古い資料の見直しを行います。

②学校図書室における設備の整備・充実

学校は、学校図書室の設備の充実を図ります。

- ・学校は、子どもが読書を楽しみ、くつろげる空間を創出するため、季節ごとの展示コーナーの設置や、教職員や学校図書館司書のオススメ本コーナーを設けるなど、温かい雰囲気のある学校図書室の整備を目指します。
- ・学校は、子どもの読書意欲を高め、調べ学習などに活用できる学校図書室を目指し、図書の分類や書架の工夫、本の紹介コーナーの設置を推進します。

③学校図書室における情報化の整備・充実

学校及び学校教育課、生涯学習課は、子どもの多様な趣味・関心に対応し様々な本との出会いを支援するために、学校図書室の蔵書のデータベース化を目指すとともに、中山道みたけ館の蔵書検索を利用し学校図書室でも活用できるようにします。

- ・生涯学習課及び学校教育課は、学校図書室の蔵書のデータベース化を目指します。
- ・生涯学習課及び学校教育課は、中山道みたけ館（図書館）と学校図書室の協力体制を構築し、学校図書館司書や教職員が必要とする図書館資料を即時に検索できる体制作りを目指します。

④学校図書室の活用を目指すための人的配置の整備・充実

学校図書室の運営には校長のリーダーシップの下、図書館担当教諭が中心となり、教職員や学校図書館司書などが連携・協力しそれぞれの立場から学校図書室の機能の充実を図っていくことが重要です。このため、学校教育課は、図書館担当教諭の配置など適切な人的配置に努めます。

- ・学校教育課は、教職員に司書教諭養成講習の受講を勧め、資格取得者の増員を目指します。
- ・学校教育課は、図書館担当教諭が学校図書室の運営に十分な役割を果たすことが出来るよう、図書館担当教諭の職務内容についての指導を行い、教職員の意識の高揚を目指します。
- ・学校教育課は、学校図書室での学校図書館司書の勤務体制などを見直すことや、学校図書館司書への育成指導を実施することで、図書室の機能の充実を図ります。
- ・学校教育課は、図書館担当教諭や学校図書館司書が研修に参加する機会を設け、その資質の向上を図ります。

⑤学校図書室の活用を目指すための教職員の意識高揚

学校で子どもたちが読書についての意識を高めていくためには、担任などの読書への意識を高めていくことが重要です。このため、学校教育課は、全ての教職員に対して読書への意識を高める取組に努めます。

- ・学校は、児童生徒の読書習慣の確立のため、教職員の研修や先進校の視察などを行い教職員の読書活動への意識を高めます。

(2)ー4 保育園・幼稚園における子どもの読書環境の整備

①保育園や幼稚園における図書の充実と選書の工夫

保育園及び幼稚園は、子どもが絵本などに親しむ機会を与え、気軽に絵本に触れることが出来るスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして読書環境の整備が進むように努めます。

- ・保育園及び幼稚園は、乳幼児が絵本や物語、図鑑などを身近に感じられるような親しみやすい雰囲気の絵本コーナーの設置・充実を図ります。
- ・保育園及び幼稚園は、子どもの読書意欲に応えるため、関係機関との連携を密にし、中山道みたけ館（図書館）の団体貸出や図書巡回を積極的に活用するなどして、豊富で多様な図書を用意します。
- ・保育園及び幼稚園は、保育者や保護者、ボランティアとの連携による絵本の読み聞かせなどを行い、子どもが絵本への興味を抱くような環境づくりを目指します。

(2)ー5 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及活動

①御嵩町全体での普及活動

御嵩町は、本計画及び子どもの読書の日などを町民に周知するため、国や県の事業に合わせて広報活動を展開します。

また、他の市町村・学校・中山道みたけ館（図書館）・民間団体などにおける子ども読書活動推進に関する情報の収集に努め、それらを町民に積極的に提供します。

- ・御嵩町は、本計画を周知するため、パンフレットを作成し、関係機関を通して広く配布します。
- ・御嵩町は、本計画や国及び県の計画、子どもの読書活動の推進に関する法律などを広報誌「ほっとみたけ」及び町のホームページをはじめ、様々な媒体を活用して広く周知します。

②家庭・地域・学校における普及活動

中山道みたけ館（図書館）及び児童館・子育て支援センター・学校・保育園・幼稚園では、本計画を町民に周知するため、それぞれの施設において広報・啓発活動を行います。

また、各施設の職員においてもその意識の高揚に努めます。

・中山道みたけ館（図書館）は、ホームページを通じて、子どもの読書活動の推進に関する町内の活動事例を紹介するなど、積極的な情報提供に努めます。

・中山道みたけ館（図書館）は、中山道みたけ館だよりなどの配布物を通じて、本計画の周知に努めます。

・児童館・子育て支援センター・公民館は、館内のポスター掲示などを通じて本計画の周知に努めます。

・学校及び幼稚園、保育園では施設内へのポスター掲示や配布物（保護者向けも含む）などを通して、子どもや保護者に対して本計画の周知に努めます。

・関係する施設の職員は、子ども読書活動の推進についての活動事例や情報を常に共有し、本計画の周知と理解、意識の高揚に努めます。

**■平成29年度 子どもの読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰
中山道みたけ館受賞**

平成29年度子どもの読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰

1. 表彰館名 中山道みたけ館（岐阜県可児郡御嵩町御嵩1389番地1）
2. 主 旨 読書活動の推進に資するため、優れた取組等を行っている学校・図書館・団体（個人）等を表彰し、関係者の取り組み意識を高め、活動内容の充実をさらに図るとともに、広く国民に子ども読書活動についての関心と理解を深めるため。
3. 主 催 文部科学省
4. 表 彰 式 平成29年4月23日（日） 13時～
5. 場 所 国立オリンピック記念青少年総合センター
（東京都渋谷区代々木神園町3-1）
6. 経 過

平成28年10月26日 岐阜県公共図書館協議会より、平成29年度子どもの読書活動優秀実践図書館文部科学大臣表彰候補として推薦したい旨の照会。

平成28年11月2日 中山道みたけ館における「子ども読書活動推進」に関するこれまでの取り組みを報告。

平成29年3月13日 岐阜県公共図書館協議会担当・多田係長（岐阜県図書館）より、優秀実践図書館文部科学大臣表彰の内示。
7. 報道発表 4月初旬（予定）→4/12（水）14:00 国、県で同時発表
8. 平成29年度の表彰館及び表彰校等 4月8日（土）現在未発表（昨年度は4/9（金））
9. 表彰実績

	図書館	学校	団体・個人
平成28年度	48館	141校	58団体
平成29年度	50館		

※図書館の表彰については、原則1県につき1館

10. 平成29年度表彰館（岐阜県）…中山道みたけ館（1館）
11. 平成28年度表彰館（岐阜県）…中津川市立図書館（1館）

優秀実践校、優秀図書館及び団体（個人）表彰推薦書（学校・図書館・団体用）

【学 校・図書館・団 体】

平成 28 年 11 月 2 日

都道府県名 岐阜県

*様式は変更しないでください。

①学校（図書館及び団体）名 ふりがな 中山道みたけ館 なかせんどう かん		②設立年月 平成 8 年 3 月		
③校長（館長及び代表者）名 ふりがな 亀井 孝年 かめい たかとし	④学校等の規模	職員数	うち司書	司書補
		10 名	6 名	0 名
⑤学校（図書館及び団体）の所在地 ふりがな 可児郡御嵩町御嵩 かにぐんみたけちょうみたけ 1389-1 郵便番号 505-0116 □ 0574 (67) 7500 FAX 0574 (68) 0005				
⑥都道府県又は都道府県教育委員会の推薦理由 「御嵩町子どもの読書活動推進計画」（平成25年4月策定）では「家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進」「子どもの読書環境の整備・充実」「子どもの読書活動に関する理解と関心の普及」を基本方針としており、町立図書館である中山道みたけ館は、その計画のなかで地域における読書活動の中心的施設と位置付けられ、基本方針に沿って多くの事業を実施している。保育園、小学校、中学校、放課後児童クラブ、子育て支援センター、保健センター、町生涯学習課と連携した事業も実施し、域内全体の子どもの読書活動推進につとめている。				
⑦子供の読書を推進する活動の実践内容等（出来るだけ具体的に記入すること） (ア)活動内容、(イ)実践開始時期、(ウ)活動体制、(エ)活動の効果、(オ)その他特記事項 （複数ある場合は箇条書きにすること）				
【主な活動】				
(ア)活動内容	(イ)実践開始時期	(ウ)活動体制	(エ)活動の効果	(オ)その他特記事項 （平成27年度実績）
① わくわくたいむ （絵本、紙芝居、昔話、ブックトークなど）	平成 8 年 3 月	全職員とボランティアの共同体制	子どもが読書に親しみ、親子がふれあうきっかけづくりになった	32 回、215 人
② えほんのひろば （乳幼児向けおはなし会、絵本相談など）	平成 8 年 7 月	司書職員とボランティアの共同体制	0～3歳児が絵本に親しむきっかけづくりと保護者へのよみかせ普及	20 回、96 人
③ 一日図書館員になってみよう！	平成 22 年 7 月	夏休み行事として小学校 4 年生から中学生を対象に開催	図書館の仕事に対する関心が深まり、親しみを持つ機会となった	4 回、12 人
④ 開館20周年記念行事	平成 8 年 3 月開館から 5 年ごとに周年記念行事を開催	・夜のおはなし会 ・クイズラリー みたけクエスト ・読んでほしい本紹介	図書館に親しみをもつきっかけづくりができた	・ 1 回、32 人 ・ 2 回 ・ 27 日間

		介「読書の木」 ・バルーンアート ・人形劇 ・伊勢型紙でしおりをつくろう ・ミーモくん館長 ミーモくんと一緒に写真を撮ろう		・1回、22人 ・1回、23人 ・1回、29人 ・2日間
【他機関と連携した活動】				
(ア) 活動内容	(イ) 実践開始時期	(ウ) 活動体制	(エ) 活動の効果	(オ) その他特記事項
⑤ 保育園、小学校、放課後児童クラブ、中学校への巡回貸出	平成15年5月	町内を3コースに分け、職員が利用者層に合った本を選んで届ける	図書館に遠い学校や保育園でも図書館の本を利用してもらえ	36回（各コース月1回）、計6,515冊貸出（H27）
⑥ 子育て支援センターへの職員派遣、	平成17年5月	職員が出向き絵本等の読み聞かせ	絵本に親しむきっかけづくり	6回（H27）
⑦ 保健センターと協力して乳児健診、3歳児健診への職員派遣	平成12年1月	健診に出向き。絵本の大切さをPR	絵本に親しむきっかけづくりと図書館利用の促進	12回（H27）
⑧ 生涯学習課と連携し0歳児学級あいあいへの協力	平成18年1月	あいあいの出前保育に協力、絵本のPRと貸出	絵本に親しむきっかけづくりと図書館利用促進	2回（H27）
⑨ 学校司書との打ち合わせ	平成20年1月	学校図書室の現状把握と要望確認	学校図書館との連携が円滑になった	2回（H27）
⑧過去の取組実績 なし				
⑨都道府県における選考委員の職名及び氏名 岐阜県読書推進運動協議会長 浅野 弘光 大垣市南地区センター館長（元大垣市立図書館長） 水上 春雄 岐阜県教育委員会社会教育文化課社会教育企画監 社本 勝義				
⑩過去における表彰に関する事項 なし				
⑪備考（学校及び図書館の場合は、以下のことについて記載すること。） 【学 校】 (ア) 学校図書館の蔵書数 【図書館】 (ア) 児童室の有無 (イ) 蔵書に占める子供用図書冊数の割合 (ウ) 子供用図書数 (ア) 児童室の有無 (イ) 蔵書に占める子供用図書冊数の割合 29.80% (ウ) 子供用図書数 29,833冊				



■平成24年度 可茂地区学校図書館教育賞最優秀賞 御嵩小学校が受賞

岐阜県可児郡御嵩町立御嵩小学校 TEL 0574-67-1191 FAX 0574-68-0062 ケータイ 090-1418-8637

ふるさと御嵩と共に生き・高まる学校 学ぶ喜び・豊かな心・健やかな体

御嵩小校報

平成24年度

第 107 号

1月 30日

学校の教育目標

のびよう きたえよう
せい いっぱい



- ・みんなで学ぶ子
- ・たすけあう子
- ・けんこうな子

【学習指導－学校図書館教育】

平成24年度可茂地区学校図書館教育賞

祝

おめでとう！ やいほした！

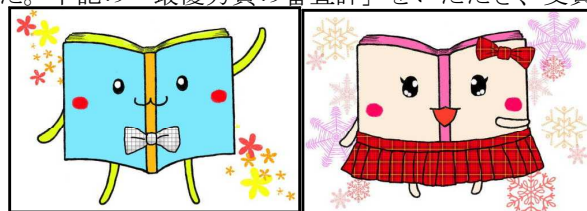
最優秀賞受賞です！

1月26日(月)、平成24年度可茂地区学校図書館教育賞実地審査が行われ、可茂教育事務所教育支援課課長補佐堀部様をはじめ、6名の審査員の方々が来校されました。御嵩小学校は、「心のオアシス部門」にエントリーし、学校だより83号の内容について、眞鍋図書館主任が説明し、校内や図書館内を閲覧いただきました。その審査の結果、「心のオアシス部門」の最優秀賞に決定しました。

表彰式は、1月30日(水)、可茂総合庁舎で行われました。下記の「最優秀賞の審査評」をいただき、受賞校代表として、お礼の言葉を述べてきました。

子どもたちの頑張りと、保護者の皆様方、関係諸機関の皆様方のご支援・ご協力のおかげであります。心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

高学年図書館に賞状や盾等を展示しています。ご来校の際には、是非ご覧下さい。



▲受賞を喜ぶ「ぶっくん」と「ぶっこちゃん」

◆御嵩小学校最優秀賞の審査評

- ・平成22年度から、意図的、計画的、継続的に実践を積み重ねている。読書指導の充実を目指し、全校体制で図書館教育が推進されている。
- ・明るく開放的な図書館経営がなされており、本との出会いを大切にしたい魅力的な環境が創り出されている。児童のわくわくした気持ちを喚起し読書意欲を高めるような工夫があり、新鮮かつ季節感のあるコーナーの設置や、思わず本を手に取りたくなるようなディスプレイの工夫、目的に応じた本が見つけやすい掲示の作成等、図書館環境の整備が進んでおり素晴らしい。この背景には、教職員と図書館司書が協力してよりよいアイデアを生み出し、絶えず変化をもたせることにより、楽しく活気のある雰囲気醸し出していることが大きい。
- ・国語科の並行読書に関する本や歯科保健活動の歯に関する本はワークスペースや保健室前に置かれ、廊下等には図書館と関連した魅力的な掲示物等を配置するなど、校内全体を図書館の雰囲気にしたという学校の意図が明確であり、児童は身近に本を感じるとともに、必要に応じて活用できるよう配慮がなされている。
- ・個の読書傾向の把握と指導が充実してきている。大規模校でありながら、児童が多読のみならず、さまざまな分類の本に目を向けるよう、個人図書カードの色を枚数が進むにしたがって変える工夫や、担任によるアドバイスを書いた付箋を貼る工夫等、きめ細かな指導が継続されている。
- ・図書委員会を中心とし、児童の手で読書の楽しさや良さを広める活動が行われている。図書館祭りでは、「推薦図書を読もう」「いろいろなジャンルの本に挑戦しよう」等の目当てを決め、昼の放送であらすじを紹介したり、委員のお薦めの本を掲示したり、読み聞かせをしたりするなど、積極的な広報と啓発がなされている。
- ・地域ボランティアや教職員等による読み聞かせやブックトーク、本の修繕が定期的に行われている。また、保護者には「家読」の取組の仕方を知らせ、年間2回実施することにより、地域・家庭との連携を図りながら、児童に読書習慣が身に付くよう促されている。

◆受賞校代表お礼の言葉

お礼の言葉

このたびは、大変名誉な賞をいただき、誠にありがとうございました。本校の図書館教育を高く評価していただいた地教連の皆様方をはじめ、教育事務所の皆様方、実地審査員の皆様方、多くの関係の皆様方に深く感謝申し上げます。本校が、平成22年度から、積極的に実地審査にエントリーしている理由は3点です。

1点目は、平成22年を読書振興の年とする「国民読書年」の趣旨を継続実践していくことです。

2点目は、学習指導要領の言語活動の充実のため、図書館を利用した読書活動を重視していくことです。

3点目は、21世紀御嵩町教育・夢プランで、学力向上を目指す基盤として、読書活動を重視していくことです。以上の3点をふまえ、課題を明確にし、皆様方のご指導を生かし、全校体制で取り組んできました。

特に大事にしてきたことは、魅力ある図書館づくりとともに、校内のあちこちを図書館の雰囲気にし、本が身近になるように努めたこと。更に、読書カードと読書ファイルを活用し、読書傾向の把握と指導の充実を図ったことなどです。

今回の受賞は、御嵩小学校の大きな誇りとなり、図書館教育のますますの発展への大きな励みになりました。御嵩町でも、「子ども読書活動推進計画」が策定されました。今後は、更に、町ぐるみの読書活動に取り組んでいきたいと思っています。更なるご指導・ご支援の程、よろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

平成25年1月30日（水）

御嵩町立御嵩小学校長

岐阜県可児郡御嵩町立御嵩小学校 TEL 0574-67-1191 FAX 0574-68-0062 ケータイ 090-1418-8637

ふるさと御嵩と共に生き・高まる学校 学ぶ喜び・豊かな心・健やかな体

御嵩小校報

平成24年度

第 83 号

11月 28日

学校の教育目標

のびよう きたえよう

せいりっぱい



- ・みんなで学ぶ子
- ・たすけあう子
- ・けんこうな子

【学習指導－学校図書館教育】

読書の楽しさを味わい 広めることのできる子

御嵩小学校の図書館は、平成21年度までは、図書館の利用状況や読書環境等、十分とは言えない状況でした。そこで、平成22年度より全職員体制で「ほっとできる空間の図書館づくり」「全校体制での図書館教育の推進」「児童の手で読書の楽しさや良さを広める活動」「保護者・地域との連携」の4点を重点に置いて、学校図書館教育に取り組んできました。その成果として、昨年度は75%、今年度は89.5%の児童が読書を好きと答えています。また、たくさん本を読んだ子ほど読書が好きになっているという傾向が見られたため、今年度も昨年に引き続き「読書の楽しさを味わい 広めることのできる子」を目標にし、次のように取り組んでいます。



(1) ほっとできる空間の図書館づくり

① 校内のあちこちが図書館の雰囲気

◇ 図書館に誘う廊下掲示の工夫

昨年度に引き続き、廊下に先生や図書委員のおすすめ本カードや手作り絵本を掲示した。長年取り組んでいる歯科保健活動の歯に関する本は、保健室前・会議室に展示している。

② 学習に生かせる図書館及び移動図書の充実

◇ 並行読書に関するコーナー（担任と司書の連携）

国語の単元末にある「本は友達」のページに紹介されている本や、各学年の先生に子ども達に今読ませたい本を聞き、定期的に並行読書コーナーの本を入れ替えた。2年生の「お手紙」の学習と並行して、「アーノルドローベル特集」を行ったところ、子ども達が進んで借りて読む姿が見られた。また、3年生では、中山道みたび館から食物に関する本を借り

入れ、調べ学習に対応できるようにした。また、国語だけではなく、社会などの教科にも対応した。さらに、低学年、高学年図書それぞれに「国語の本に出てくる本コーナー」を設け、いつでも借りられるようにした。

③利用しやすい図書館

◇図書館オリエンテーション

4月当初、本校の図書起案キャラクターのブックン・ブッコちゃんを用いたビデオを作成し、図書館の利用指導を行い、とても楽しい図書館というイメージづくりを行った。

◇3年生が利用しやすい図書館

4、5月に「ようこそ」という気持ちをも込め、3年生向けにコーナーを設けた。

◇見つけやすい図書館

天井から本の表紙のコピーをディスプレイしたり、「ノンフィクション」「修学旅行」など、いろいろなコーナーを作ったりした。また、本を探す時にすぐに見つけられるように書庫をテープで縁取り、題目をつけた。また、天井を見れば遠くからでもコーナーが一目で分かるようにした。

◇本との出会いの場を増やすディスプレイ

伝記コーナーや戦争の本のコーナーなど、いろいろな本の紹介を増やした本立てを作って本の表紙を見せたディスプレイで、子ども達の読みたいくなる意欲をかきたてた。

④新鮮で活気のある本コーナーの設置

◇月や季節に応じた本のコーナー

十五夜や敬老の日など、1ヶ月毎にテーマを変えて、各コーナーに飾るようにした。

◇思わず本を借りたくなる、司書の先生によるブックトーク

テレビ放送を使った、司書の先生によるブックトークを行ったところ、沢山の子どもたちが紹介されていた本を借りに来て、あっという間に本がなくなってしまったことがあった。

⑤本が身近になる学級・学年文庫の充実

寄付の本や廃棄本を生かしたり、学年で交換したりするなど、学年末に本の見直しを行っている。

⑥じっくり読書する時間を設ける全校読書

毎週木曜日の朝は、読書の時間を設定し、学校に来た子から静かに本を読んでいる。

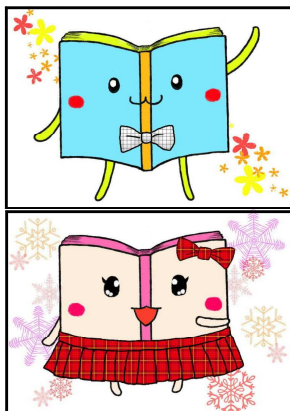
(2)全校体制での読書教育の推進

①計画的な蔵書購入

図書委員会の児童・全職員・全校児童のリクエストに応じながら、よりよい蔵書を増やすための、2～3回に分けた蔵書購入を行った。

②推薦図書と推薦図書カードの作成

推薦図書を決め、本との出会いの場を意図的に増やしている。



③学年の目標設定

図書館祭りに向けて、冊数や分類の目標を学年毎に設定し、取り組ませた。担任の願いが強く語られるため、沢山の分類を読んだり、2年生が100ページ以上ある本に挑戦したりする姿が見られた。

④プロによる読み聞かせの楽しさを知る活動

エプロンおじさんの読み聞かせ

⑤個人図書カードと個人読書ファイルの作成

読書量を担任が把握しやすいように、一目でカードを見えるようにしたり、ファイルに記録をとじたりした。また、図書館祭りの期間、担任が毎日読書カードを確認し、「9ばかりではなく、他の分類を読もうね」や、「あと3冊読んで見よう！」などのアドバイスを書いた付箋を貼り、さらに直接声を掛けたりした。結果、児童が楽しみながら読書の量を増やすことができた。

⑥職員のあたたかい読み聞かせ

職員による読み聞かせを朝読書の時に行った。また、図書担当から、読み聞かせに最適な本を中山道みたけ館から借りてきて、利用しやすいようにした。

⑦全校職員による図書館作業

今年度は高学年図書館の床の張り替えによる、本と書架の移動を全職員で行った。この作業は20分休みや昼休みに行われ、図書委員会の児童はもちろん、全校児童の中から有志でお手伝いが集まった。「私たちの図書館」という意識が高まった。

⑧全職員による「先生のおすすめ本」

担任のみならず、8年生(フリー)や講師の先生にも書いて頂いた。図書館祭りに合わせて紹介することで、子ども達も借りやすくなった。

(3)児童の手で読書の楽しさや良さを広める活動

①図書委員会の活動

◇児童の図書委員としての自覚

委員会や活動中、何度も御嵩小学校の読書は委員の手にかかっていると語り、責任感を持たせた。

◇広報活動の充実

新しい本や、新しいコーナーができれば、お昼の放送で全校に紹介した。

◇図書館祭り(今年度から6月と11月に実施)

6月「推薦図書を読もう」をめあてにして、推薦図書のあらすじなどをお昼の放送で紹介した。

11月「いろいろなジャンルの本に挑戦しよう」をめあてにして、「本は心のえいようだ」をテーマに、児童集会で図書委員が考えた歌入りの劇を発表し、読書が苦手な児童が、思わず本を読みたくなるようなメッセージを全校児童に伝えた。また、多読賞を設け、目標まで10月の地点で何色のカードまで行けば目標達成なのかを伝えた。

◇図書委員による読み聞かせやブックトーク、本の紹介

図書館祭りのイベントとして、図書委員が低学年に向けて選書、読み聞かせを行った。また、本の紹介を書き、本と共に展示を行った。それを見て借り

る子もいた。



②全校児童のおすすめ本紹介コーナーの設置

図書館にある本について、誰でも紹介できるようにした。子ども同士で本を紹介しようという雰囲気づくりを高めることができた。

③保健委員による読み聞かせ

歯の大切さを訴えるために、中山道みたけ館で歯に関する紙芝居を借り、読み聞かせをした。とても気持ちにも熱がこもったものであった。

④高学年による低学年への読み聞かせ会

6年生が1年生のために図書館で絵本を選び、1時間使って「読み聞かせの会」を行った。1年生はもちろん、読み聞かせをした6年生の児童も誇らしげで、とても幸せそうな表情であった。

(4) 保護者・地域との連携

①読み聞かせボランティア「ぞうのみみ」



朝の会や昼休みに、地域の読み聞かせサークル「ぞうのみみ」さんによる読み聞かせを行った。中山道みたけ館の蔵書を使われることが多く、児童の読書を地域の図書館につなげる事ができた。

②おすすめ本のイメージビデオの作成

P T Aの協力で、先生のおすすめ本を映像や音楽と共に紹介するDVDを作成した。思わずその本を読みたくなる内容で、子どもたちも放送を非常に楽しみにし、放映後には、紹介された本を求めて来館する児童が多く見られた。

③整理・修理の地域図書ボランティア

月に1～3回来校されて、本の修理などをして下

さっている。

④家読の取組

6月と11月の年2回行っている。家読の取り組みカードを低・高学年図書館に掲示し、家でどのように本を読むといいのかを知らせた。また、図書館便り等でも、取り組み方法を分かりやすく紹介した。

⑤地域図書館「中山道みたけ館」との連携

ぞうのみみとして、中山道みたけ館の司書さんが読み聞かせをしたり、並行読書や授業で使う本を貸し出したりして下さった。

(5) 成果と課題

○子ども一人当たりの平均貸し出し冊数が、昨年度に引き続き今年度も増えてきた。

○先生方や図書委員のおすすめ本がきっかけで長い本が読めるようになった子がいた。量から質の向上につながった。また、「〇〇ちゃんがおすすめしていた本だ。」「次に、その本貸してね。」などと、友だち同士紹介しあう姿も見られた。

○今までは9分類しか読まなかった子が他の分類の本もおもしろいと感じることができた。また、休日に中山道みたけ館等に行く子が増えたり、全校でパズルを完成させるため、普段あまり本を読まなかった子もたくさん借りたりすることができた。祭期間中は、図書館の中に長蛇の列ができた。

○雨の日の昼休みや、テストが早く終わった時など少しでも時間ができると本を読もうとする姿が見られるようになった。また、週末に本を持ち帰る姿が増えてきた。

○友だち同士で、「ねえねえ、これ見て〜。」「どれどれ…。」と、本を見合う姿が多く見られるようになった。また、「この〇〇の本、どこにあるのですか?」と、図書委員や先生に聞く姿が多く見られるようになった。

●一部ではあるが、まだまだ読書に関心が薄い子どもたちがいる。更に、図書委員会の呼びかけや本の紹介等に取り組んでいきたい。



■平成29年度 可茂地区学校図書館教育賞優秀賞 伏見小学校が受賞

平成29年度学校図書館教育賞実地審査資料 平成29年11月20日(月)

目的をもって図書館を利用し、読書に親しむ子を育てる図書館教育

1. はじめに

次期学習指導要領では、読書活動推進の利活用に加え、言語能力・情報活用能力の育成を支える基盤としての役割が学校図書館に期待されている。

このような状況のもと、本校では過去2年間「進んで読書に親しむ子」(H27)、「興味を広げ読書に親しむ子」(H28)を目指して図書館教育の推進に取り組んできた。H28年度の児童1人当たりの平均読書量は40冊で、図書館を利用する意欲とマナーは年々向上している。そこで本年度は、これまでの実践を基盤に「目的をもって図書館を利用すること」を重点に、読む力と活用する力の向上を目指したいと考えた。

2. 具体的な取組

(1) 教科・領域との関連を図った読書指導

①教科との関連を図った読書指導

ア 年間計画の作成

今年度は国語科の指導計画に加え、社会科・理科・生活科の指導計画も作成した。これにより、指導時数は2時間程度増え、年間を通して見通しをもった指導ができるようになった。

イ 学習の足跡の展示

教科学習で取り組んだ成果を作品コーナーに展示している。現在、3年「すがたを変える食べ物」4年「みたけの森で見つけた木」5年「食料生産のまとめ新聞」6年「修学旅行調べ学習」と読書感想文の展示をしている。作品を展示し保管することは、下級生への手本となり、次年度の指導にも役立った。

②領域との関連を図った読書指導

ア 道徳との関連

今年度は、新たに「人権コーナー」を設置した。『ないた赤おに』(3年・友情)など、各学年の題材(内容項目)と関連した本を取り上げて紹介することで、道徳の時間に学んだ価値を照らし合わせて本のテーマを深く読み取ることができるようにした。

イ 総合的な学習との関連

課題追求のための情報収集・発信の場として多様なメディアの利活用を促し、情報活用能力の向上を目指したい。学年テーマである、3年「大豆作り」4年「木育」5年「米作り」6年「修学旅行」の調べ学習に役立つ図書資料以外に、パンフレットや新聞雑誌などの蓄積やインターネットの整備を進めている。また、NIEも推進し、国語科や社会科の単元に関連付けて新聞を活用している。

③環境整備

ア 第2図書館の設置

コンピューター室を第2図書室とし、ふるさと学習の拠点として、郷土関連の図書と資料を増やしていく構想がある。情報機器を活用した協同学習ができるように、室内のレイアウトの工夫を考えている。

イ 計画的な図書選定

図書購入計画に基づき、長期的視野で計画的な蔵書の管理ができるようにした。今年度は8月に全職員で図書選定を行い、修学旅行関連と話題の人物を取り上げたノンフィクションを中心に選定した。

ウ 学級文庫の充実

学級文庫の古い本を一掃し、新しい本に入れ替えた。担任が学級の児童の実態に合った本を定期的に図書館から借りて入れ替えをすることで、学級文庫の利用が増えるようにした。

エ 並行読書コーナーの設置

並行読書年間指導計画に基づき、各学年にコーナーを設置している。担任の許可のもと、児童は貸し出し手続きなしで気軽に本を読むことができる。

オ 居心地のよい空間作り

狭さを克服し、ゆったりと心地よい空間にするために、児童の動線に沿って、本の紹介コーナーや畳スペース、ベンチ等を配置している。また、年中行事や季節の生き物、植物など、児童の生活につながる展示も設けている。

(2) 全校体制での推進

①組織的な管理・運営

管理運営は、学習指導部会所属の図書館主任と委員会担当補助教諭と学校司書で行う。学年始めのオリエンテーションや利用指導は、司書と担任がTTで授業を行う。図書購入審査や蔵書点検は全職員で行い、多様な意見を反映できるようにしている。

②職員の取組

ア おすすめ本の選定

全職員が児童のために良書を選択して『おすすめ本紹介カード』を作成し、書架に掲示し閲覧できるようにしている。

イ 読み聞かせバイキング

今年度から、職員による読み聞かせバイキングを年2回実施した。児童はペア学年でペアを組み、聞きたいお話を選んで会場に移動し、お話の世界に浸ることができた。場の雰囲気や楽しさを盛り上げるために、教師が趣向を凝らした読み聞かせを工夫し、児童にも大好評だった。

②読書習慣の確立

ア 朝読書と家読週間

読書習慣を確立するために、朝読書を週時程（月・金）に位置付けている。また、年2回（6・11月）の家読週間では、小中で連携しノーメディアデーを設けて読書の推進を呼びかけている。

イ 読書ファイルの活用

入学から卒業までの記録をファイルに蓄積し、児童自身が読書生活をふり返ることができるようにしている。また、教師は児童一人一人の利用状況の見届けと評価をして、指導改善に活用している。

ウ 推薦図書の読破

昨年度までの国語科の主題研究を通して、並行読書や推薦図書の読破が全校児童に定着し、本への興味と選択の幅を広げることができた。今年度もすでに全校児童の（ ）％が推薦図書を読破している。推薦図書を読むことが学年の発達段階に合った本を読むきっかけになる。特に、絵本から読み物への移行の時期に当たる中学年の児童には重要である。

（3）児童の手で読書の楽しさを広める活動

①委員会活動

ア 常時活動

今年度の委員会のめあては「チャレンジ100冊」である。図書委員19名は、貸し出し当番に加え、雨の日の開館や読み聞かせなど臨機応変に対応し、積極的に来館を呼びかけている。

イ 読書週間（6月）

5月の全校集会では、図書館利用の約束と読書週間のお知らせをした。読書週間では、「図書館へGO, GO」というめあてで、パズルやビンゴに取り組んだ。特に、ビンゴの景品の「2冊借りられる券」が好評で、図書館は大変賑わい、貸し出し冊数が増えた。6月の1人当たりの読書冊数は17.7冊で、昨年より6.5冊増えた。

ウ 図書館祭り（11月）

「図書館で新しい世界を見つけよう」というめあてを決めて企画したのは、大型パズルとビンゴ、マイしおり作り、新聞工作である。10月の全校集会では、多読者・多読クラスの紹介やおすすめの本の紹介をして「いろいろな本を読もう」と呼びかけた。

②交流活動

ア 読み聞かせ

6年や図書委員による読み聞かせを行い、交流を深めている。下級生のために本を選び、練習をする姿には思いやりの気持ちがよく表れている。

イ 読書ゆうびん

6月と11月には、読書ゆうびんを書いて図書館のポストに投函できるようにした。もらった手紙をきっかけにして本を探す児童の姿が多く見られた。

ウ おすすめ本の紹介

図書委員の『おすすめ本紹介カード』も図書館に展示している。また、学級でも教師や児童によるおすすめ本の紹介を随時行っている。

（4）保護者・地域との連携

①読み聞かせ

ア 読み聞かせの会「わくわく」

保護者が母体の読み聞かせサークル「わくわく」の活動は今年で12年目となる。例年、4月のPTA総会で活動紹介をして、新メンバーを募っている。月1回の朝の読み聞かせや大型絵本、工夫を凝らした様々な企画を児童も楽しみにしている。

イ 父親による読み聞かせ

今年も12月と2月の授業参観日に予定されている。普段読み聞かせをすることが少ない父親が、児童らに読み聞かせをするよい機会として、PTA家庭教育学級が推進している。また、この授業参観日には図書室を保護者向けに開放し、読み聞かせのための本を選択できるようにしている。

ウ 保育園の先生による読み聞かせ

1・2年の学級を対象に伏見保育園と連携し、保育園の先生による読み聞かせを行っている。低学年の児童にとって、懐かしい先生と再会できるうれしい時間でもある。

②家庭での読書習慣の定着

年2回の家読を通して、家庭での読書習慣の定着を目指している。図書館主任が図書館便りを年4回発行し、保護者の理解と協力を得るために呼びかけも続けている。

③中山道みたけ館（町立図書館）との連携

司書が窓口となり、定期的に大型絵本を借りている。また、担任の要請に応じて、並行読書の借り入れもしている。

3. 成果と課題

この3年間で、読書の習慣が児童生活に身に付き、自分の目的に合った本を自分で選ぶ力が育ってきた。その結果、全校児童の読書冊数も増加してきた。何よりも、児童の校内生活が落ち着いてきたことが嬉しい。

今後は、選んだ本の内容をさらに深く読み取り、目的に合わせて的確に表現し、活用する力を育てていきたい。そのためには、各教科の指導内容と図書館教育との関連を明らかにし、数多くの実践事例を示し、全教員で指導方法を共有化していく必要がある。

児童が読書の楽しさを感じ、物の見方・感じ方を広げ深めることは、本校の教育目標である「心豊かな子」を育てることになると考え、今後も実践を継続したい。